

令和5年 第3回定例会

喜界町議会会議録

令和5年9月6日 開会

令和5年9月19日 閉会

喜 界 町 議 会

令和5年第3回定例会会議録目次

第1号（9月6日）（水曜日）

1、開 会	5
1、開 議	5
1、会議録署名議員の指名	5
1、会期の決定	5
1、諸般の報告	5
1、一般質問	6
1. 良岡理一郎議員	6
【土地利用規制法について】	
【マイナカード及びマイナ保険証について】	
【共同納骨堂について】	
【香典料について】	
2. 土岐和貴議員	24
【「小粒でもきらりと輝くいい島」実現に向けて】	
【若い世代を後押しする】	
【海ごみ×まちづくり】	
3. 野間弘也議員	39
【サンゴ留学事業について】	
【職員の意欲向上に向けた取り組みについて】	
4. 米田信也議員	46
【空港臨海公園内のスギラビーチ側の駐車スペースの拡大について】	
【観光大使について】	
5. 生島常範議員	48
【早朝船便利用者の交通手段について】	
【潮位計設置の件】	
【相撲場について】	
【「殉難供養塔」、「水天宮」、「七城跡」の景観維持について】	
【「慰霊祭」について】	
6. 榮 優太議員	64
【公園管理の縮小、見直しについて】	
【災害時避難場所である集落公民館について】	
【燃油・飼料・肥料価格高騰による農家への支援について】	
1、報告第8号～10号上程	74
（町長報告）	
1、報告第11号上程	75
（教育長報告）	

1、議案第34号～38号上程	76
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、議案第39号～41号上程	77
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、認定第1号～7号上程	79
(提案理由説明、総括質疑、委員会付託)	
1、陳情第5号上程	81
(委員会付託)	
1、散 会	81
第2号(9月19日)(火曜日)	
1、開 議	85
1、各常任委員長報告	85
(議案第34号)	
1、産業福祉常任委員長報告	92
(議案第35号～38号)	
1、総務文教常任委員長報告	94
(議案第39号)	
1、産業福祉常任委員長報告	95
(議案第40号～41号)	
1、総務文教常任委員長報告	96
(陳情第5号)	
1、決算審査特別委員長報告	97
(認定第1号～7号)	
1、承認第10号上程	98
(説明、質疑、討論、採決)	
1、発委第2号上程	99
(質疑、討論、採決)	
1、議員派遣の件について	100
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	100
1、閉 会	100

令和 5 年第 3 回喜界町議会定例会

令和 5 年 9 月議会

令和5年第3回喜界町議会定例会会期日程

9月6日開会～9月19日閉会 会期14日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
9	6	水	本会議（開 会）	一般質問・議案上程	
	7	木	常任委員会	付託議案審査	
	8	金	休 会		
	9	⊕	休 日		
	10	Ⓜ	休 日		
	11	月	決算審査特別委員会	付託議案審査	
	12	火	決算審査特別委員会	付託議案審査	
	13	水	予備日		
	14	木	休 会		
	15	金	休 会		
	16	⊕	休 日		
	17	Ⓜ	休 日		
	18	月	休 日		
	19	火	最終本会議	委員長報告・他	

令和 5 年第 3 回喜界町議会定例会

令和 5 年 9 月 6 日

(第 1 日)

令和5年第3回喜界町議会定例会

令和5年9月6日（水曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

○日程第4 一般質問

通告順

1. 良岡理一郎君

【土地利用規制法について】

【マイナカード及びマイナ保険証について】

【共同納骨堂について】

【香典料について】

2. 土岐和貴君

【「小粒でもきらりと輝くいい島」実現に向けて】

【若い世代を後押しする】

【海ごみ×まちづくり】

3. 野間弘也君

【サンゴ留学事業について】

【職員の意欲向上に向けた取り組みについて】

4. 米田信也君

【空港臨海公園内のスギラビーチ側の駐車スペースの拡大について】

【観光大使について】

5. 生島常範君

【早朝船便利用者の交通手段について】

【潮位計設置の件】

【相撲場について】

【「殉難供養塔」、「水天宮」、「七城跡」の景観維持について】

【「慰霊祭」について】

6. 柴 優太君

【公園管理の縮小、見直しについて】

【災害時避難場所である集落公民館について】

【燃油・飼料・肥料価格高騰による農家への支援について】

- 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について（乗用芝刈機のもの損事故による損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第6 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について
- 日程第7 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について
- 日程第8 報告第11号 教育委員会活動の点検・評価報告書について
- 日程第9 議案第34号 令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第35号 令和5年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第36号 令和5年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第37号 令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第38号 令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第39号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について
- 日程第15 議案第40号 字の区域変更について
- 日程第16 議案第41号 喜界町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第17 認定第1号 令和4年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第2号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第3号 令和4年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第4号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第5号 令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第6号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第7号 令和4年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第24 陳情第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	岩松利和君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	農業振興課長	武藤裕和君
教委総務課長	菊地典子君	まちづくり課長	徳勝志君
教委生涯学習課長	盛実君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	原田久吉君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。ただいまから、令和5年第3回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、野間弘也君及び良岡理一郎君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から19日までの14日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から19日までの14日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（榮 哲治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。4点あります。

1点目は、去る7月24日に徳之島町において、令和5年度奄美・やんばる広域圏交流推進協議会総会が開催されました。

渡具知名護市長の会長挨拶に続き、安田奄美市長の副会長挨拶があり、早速議題に入りました。報告2件、認定1件、議案3件が全会一致で承認されました。その後、交流会が開催され、高岡徳之島町長の歓迎の挨拶に続き、徳之島三か町の代表による余興が行われました。

2点目は、去る7月26日に奄美市において、第50回奄美群島さとうきび価格対策協議会が開催されました。

J Aあまみ代表理事組合長、窪田会長の挨拶に続き、早速議事に入り、議案3件と報告2件

を全会一致で承認しました。

3点目は、去る7月31日に参議院議員会館1階講堂にて、令和5年度防衛省全国情報施設協議会総会が開催されました。

稚内市議会議長の鈴木茂行会長挨拶に続き、防衛省浜田靖一氏のオンライン挨拶があり、自民党防衛省全国情報施設振興議員連盟の来賓紹介がありました。その後、防衛省航空幕僚監部防衛部長空将補、坂梨弘明氏が、我が国周辺の安全保障、環境と航空自衛隊の将来体制の方向性についてと題して講演がありました。その後、議事に入り、議案第1号から議案第8号までを全会一致にて承認しました。

4点目は、8月17日に鹿児島市の川商ホールにて、市町村政研修会が開催されました。

キャノングローバル戦略研究所研究主幹、宮家邦彦氏が、「地政学と日本の大戦略」と題して講演がありました。外交の専門家として、新聞やテレビなどの各種メディアに出演していて、ロシアとウクライナの戦争についてや、G7広島サミットにゼレンスキー大統領が参加したこと等で、世界の注目が高まったと話されました。

休憩を挟んで、スポーツジャーナリスト増田明美氏が、「自分という人生の長距離ランナー」と題して講演がありました。高校時代に長距離種目で次々に日本記録を樹立し、1984年のロス五輪に20歳で出場し、1992年に引退するまでの13年間に、日本最高記録12回、世界最高記録2回更新という記録を残しております。20歳で出場したロス五輪では途中棄権となり、帰国した成田空港にて「非国民」と言われたことに大変ショックを受け、3か月間、部屋に閉じ籠もっていたが、ファンからの激励の手紙に救われたことなどが話されました。スポーツは、みんなが元気になる、競技する人、応援する人が一体になれると、とてもユーモアあふれる語り口で、あっという間に時間が過ぎてしまいました。

以上で議長報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 一般質問

○議長（榮 哲治君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

土地利用規制法についてほか3件、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○8番（良岡理一郎君）

皆さん、おはようございます。日本共産党の良岡理一郎でございます。早速ですが、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

最初に質問させていただきたいのが土地利用規制法についてであります。この案件につきましては、以前も私のほうで質問させていただいて、その後、様々な動きが国のほうでありました。ストレートに言えば、この法律によって、喜界町の皆さんの土地あるいは家屋について、

一定の制限がかかってくる、こういう非常に重大な問題だろうと私は捉えておりますので、詳細にわたって質問をさせていただきます。

この質問自体は、令和4年の第1回定例会、3月議会におきまして、私が質問したところでもありますけれども、私はその議会の場で、この法律は、法律の立法事実が存在しない。国でつくるわけでありまして、法律をつくる場合は必ず、その法律をつくる理由が必要なわけです。これを立法事実というわけでありまして、この事実が存在しないという問題。

当時、外国資本の日本国内の土地の買占め問題が話題になっていたわけでありまして、自衛隊の基地の周辺の土地購入の事実は2か所しかありませんでした。北海道の千歳市、そして長崎県の対馬市、この二つの市で、自衛隊の基地の周辺の土地が外国人に買われたということが事実としてあります。

そして政府は、全国の自治体から多くの意見書を寄せられているというふうなことを国会で答弁しているわけでありまして、これは僅か16件のみです。1,740幾つですか、全国の自治体の中で言えば、僅か16件しか意見書は出てなかったということです。しかも、その16件の中には、先ほど紹介しました長崎県の対馬市だとか、あるいは北海道の千歳市は入っておりません。つまり、国民の関心や意見がないまま、国のほうはこの法律を強行して進めてしまったということでありまして。

また、全国には650の米軍の基地及び関連施設、自衛隊の基地があるわけでありまして、隣接調査を国のほうはしておりますけれども、機能阻害行為——国の防衛に関わる様々な仕事があるわけですが、それに支障があるという機能阻害行為は、その時点で確認されていないということです。米軍の基地なり、あるいは自衛隊の基地において、いわゆる機能阻害行為、これはなかったというのが前回の国会で政府自身が言っていることでもあります。

残念ながら、その後、法律は十分な審議をすることもなく成立をしております。昨年9月に施行され、昨年12月段階では、第1弾としまして都道府県の58か所の区域を注視区域、ないしは特別注視区域ということで指定がされております。そしてこの2月からは、その部分については施行がされているということでもあります。さらに、今年に入りまして、この5月から奄美群島の36か所を指定候補地区域として、この7月には喜界島においては、特別注視区域1か所、注視区域が3か所、これが指定されているわけでありまして。

そこで、本町の町民の生活及び財産への影響について質問させていただきますが、まず、質問要旨(1)政府は特別注視区域、注視区域を指定しているわけでありまして、7月12日の官報で告示をしております。本町の指定状況について伺います。

①、この特別指定注視区域、注視区域、それぞれの法的な概要、法律が主にどういうことを言っているかというふうなことを説明いただけますか。

○議長(榮 哲治君)

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長(吉沢伸一君)

良岡議員の重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、一般的に重要土地等調査法と言われておりますが、それについての御質問にお答えいたします。

今、議員御案内のとおり、令和5年7月12日付で内閣総理大臣から喜界町長宛てに、同法律に基づく注視区域及び特別注視区域の指定について通知が届いております。

そこで御質問の特別注視区域、注視区域の法的概要についてでございますが、まず、注視区域は、防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設、生活関連施設というのは具体的には原子力関係施設、それから自衛隊施設に隣接し、自衛隊も使用する空港施設となっております。その周辺おおむね1,000メートルの区域及び国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域、それから、特別注視区域については、注視区域のうち機能が特に重要なもの、機能障害が容易であり、代替が困難なものとなっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

内閣府のほうで、今課長が説明されているポイントについて説明をする上で、パンフレットは出されているわけでありますが、法的概要というふうに言った場合は、特別注視区域、注視区域、それぞれの区域の範囲がどうなっているかというふうな問題、そして、利用状況を調査することになっているんだけど、そこについてはどうなのかという問題、あと、利用が起きた場合はそういう規制が入ってきます。この内容はどうなのかというところまで触れませんか法的な概要説明になりません。再度お願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議員が問われた内容がいまいちぴんとこなかったですが、再度言っていただければ。再質問という形ですよ。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

特別注視区域、注視区域、その法的な概要になっているわけでありますが、前段の部分については課長がおっしゃっている説明の範囲でよろしいんですけども、では、特別注視区域、注視区域、この範囲はどうかという問題です。今、課長から特別注視区域については、重要施設の周辺1,000メートル、1キロ周辺が特別注視区域になると。これは後ほど触れますけども、200平米を超える部分ですが相当規制が入ってきます。そして、注視区域については、そういう機能的な面積的な制限はないんですけども、ここは国が任意に広げられると。後々地図で御覧いただきますけども、やはりこの1キロではないんですよ。幾らでも国が任意で、自分たちの意思で拡大できると。

こういうふうになっているわけでありまして、町長、今の関係でいきますと、私が出してあります別紙の資料がございますね。これは内閣府に出している資料です。A3サイズで出している資料で、これは自衛隊の通信施設を中心にしました1キロ四方の関係です。そこら辺の図

面を見ながら、どういうふうな内容になっているのか。あと、調査というのはどういうことができるか。これはパンフレットに書いてあることなんですけど、そこら辺をちゃんとやっぱり説明いただきたいんです。内容を正確にしませんと、町民の福祉の増進、あるいは町民の財産及び生活は守れないと思うんです。どうぞ。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今、法的な概要ということで、私、おおむねの話をしました。今、議員がおっしゃるおっしゃる調査とかそういったところ、後々また質問でも触れられるかと思って、その件に関してはそこで対応するつもりで、一応内閣府とも確認を取っておりますが、その流れでよろしいでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今の課長の提案で結構です。下の設問でかなり細かく聞きますので、その中で説明をお願いしたいというふうに思います。

それでは、後ほど補足的な説明、質問に御答弁いただくこととして、②番のところです。町の特別注視区域、これは手元に地図があるかと思うんですけども、この対象施設がどこを指しているか。お互い確認できるんですけども、そして区域内の対象集落、これも私のほうで別途内閣府のデータで資料を出してあります。これがどこの集落が入るか。そして、影響を受ける町民、これ世帯でもいいんですけども、この指定によって、例えば特別注視区域のところでは何戸の方、町民の家屋が影響を受けるか、こういう問題ですね。

そして、地目のところは、従来我々は畑だとか山だとかというふうに思っていたわけけども、現実的には相当の宅地と田畑が入ってくるわけです。それは数じゃなくても全体の印象として結構ですので、そこを説明していただきたい。

関連しまして、相対的にはこの町内の、2番は特別注視区域ですけども、②、3番のところは注視区域、これについて同じような内容で相対的比較をしながら説明をお願いしたいというふうに思いますが、よろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

まず、特別注視区域の対象施設のお話ですけども、自衛隊喜界島通信所でございます。議員がおっしゃる区域に指定された対象集落ということで申し上げますと、周辺の集落になります。城久集落、川嶺集落、山田集落となります。今、議員が影響を受けるとおっしゃいましたが、その対象集落の中で対象となる集落民の数、住民記録上で申し上げますと合計で239名となっております。それから、地目の特徴ですけど、議員おっしゃいました畑、それから宅地が主でございます。

それから、続いて注視区域でございますが、図面がありますが、三つの区域がございますが、

まず、塩道、花良治、蒲生、佐手久、志戸桶東部、志戸桶南部集落、それから、浦原、先山、上嘉鉄西、上嘉鉄中、上嘉鉄東、手久津久集落、それから、荒木集落の3か所となっております。それから、同様に対象となる住民の数でございますが、住民記録上で1,863名となります。地目の特徴としては、宅地、畑、それからその他地目で、その他としては海岸地帯で国有地となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私のほうで用意させていただいた資料の1を御覧いただきたいと思いますが、下のほうに、7月13日付南海日日新聞の1面に掲載された地図の写真、地図をコピーして載せてあります。これは内閣府が作られている図面と同じなんですけど、ちょっと小さくて見にくいと思うんですけども、全体的には、喜界島通信所の位置が書かれておりますけども、一つは北側にあります早町の高齢者施設の周辺から、ずっと小野津の北のトンビ岬の辺り、この辺りが全部注視区域というふうになっているわけでありまして。そして、下のほうにありますのは、喜界島通信所の下の方ですが、ここも南側の海岸線の地域ほとんど入ってきているということです。

図面の2のところにも拡大されたやつが載っておりますけども、ここに入っている集落が全部そうなるわけでありまして。上嘉鉄はほとんど入ってきます。そして、花良治、蒲生、阿伝の一部、先山、ここらも全部入ってくるわけです。民家を含めて、宅地は。これだけ広範囲が注視区域、国の監視の下に置かれるということをやっぱりきちんと認識しておく必要があるだろうと思います。

あと、地図はつけてありませんけども、荒木の注視区域の3ですけども、この荒木の集落は、県道から海岸線からほとんど全部入っています。ほとんどの荒木は注視区域になっているわけでありまして。つまり、国の調査が入りますよという地域になってくるわけです。ですから、今回の影響はかなり大きいというふうに見るべきだろうというふう思うんですけども。

そこで関連するわけでありまして、特別注視区域の場合、国のほうで土地を調査した後、調査をして200平米を超えるところについては、買手の側も、販売する側も、届出を出さなきゃいかん。こういうふうに書かれているわけでありまして、そういう理解でよろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

そこは国の資料のとおりだと思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

そうしますと、この区域図を見ても明らかのように、特に特別注視区域、通信所周辺、ここは先ほど課長のほうからありましたけども、山田の集落が全部入ってきます。川嶺も全部入ります。田畑も、ここは土地改良事業が終わっておりますから、200平米以下ってほとんどない

んじゃないですか。60坪をほとんどが超えている。中には例外があるかもしれませんが、ほとんどの田畑が国の対象地域になってくる。つまり、この特別注視区域内にある民家の宅地の販売だとか、あるいは土地の販売については国民が自由に、町民は従来どおりできない、あくまでも事前に国のほうに届出をして、そして国のほうから返ってきて、やっと売買が成立すると。こういうふうな非常に厄介な問題になってくるんだというのは事実として確認しておきたいんですけど、いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今議員のお話ですと、かなり印象的に、国が制限をかけて土地取引に介入するようなおっしゃり方でしたが、あくまでも我々が認識しているのは、その取引をする際に事前の届出が必要ですよというスタンスで受け止めをしております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

それはちょっと見方として私は甘いんじゃないかと思いますよ。国の側は何でそういう届出を求めるんですか。どういうふうに理解していますか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

私は一自治体の職員ですので、国がどういう立場で、どういう考えでということろまでは、この場で発言することは控えたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

残念でありますけど、やはり町としては、町民のまさに生活なり、あるいは財産をきちんと守る、そこについては国との関係で私はきちんと対応したほうがいいと思うんです。自治体というのは、あくまでも地方自治の本旨がありますよね。団体自治なり住民自治が。これは国と国との関係において絶対的な価値観が憲法上の規定なわけです。そこはしっかり町としての姿勢として持ちながら対応していくべきではないかと思います。

区域図のところを見てもらいたいんだけど、今の課長の答弁との関係でいって、要は、我々は従来は特別注視区域は1キロ四方だということで一定の面積が想像できたわけでありまして、逆に注視区域は際限がないんですよ。

この区域図の2を見てください。大体、基地の周辺1キロはこの円形の部分です。ところが注視区域というのは、ずっと先ほど位置的には言いましたけども、この1キロ、2キロ、3キロ、もう4キロぐらいあるんじゃないですか。ここは国のほうで、具体的には内閣府のほうが必要だと思ったら自分たちが注視区域を指定できると、そういうふうに法律上はなっていますね。ですから、国の思うとおりにできるという、私に言わせれば非常に危険、つまり住民の権

利が、財産権の問題とか人権の問題を侵されかねない。こういうふうなことがあるということもしっかり見ておく必要があるんじゃないかと思います。

それで質問がございますけども、そのような前提の下で、④のところになります。8月15日、既に過ぎておりますけども、この法律が施行されております。今回のいわゆる奄美郡と喜界町も含めて、これについてはもう15日以降は国がいつでも法律で確認されている中に入っている、こういうことが保障されているわけです。15日以降は、この区域について内閣府は、調査を行うということだから次回はいつ調査するんですか。そしてその結果については町に報告があるんですか。町はどういうふうに対応しますか。

お願いします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

先ほどの質問にもありました国と自治体との関係について、まず言わせていただきたいんですが、我々も当然、議員がおっしゃるように、町民の財産、生命を守るということは常に心がけております。その上で国と対応をしているつもりでございます。それで今回の、今、議員お尋ねの件についても、そういったことで内閣府のほうに問合せをしております。そこで、区域変更の有無、いつ調査を行って区域を変更するのかというお尋ねですが、内閣府に確認をしたところをそのまま読み上げます。

土地等利用状況調査は、注視区域及び特別注視区域内の土地等の利用状況について継続的に行うものであり、区域指定の施行後、不動産登記簿等の公簿等を随時徴収することとしております。また、区域指定は、重要施設等の機能を阻害する行為を特に防止する必要がある区域について行うものであり、その必要性が存続する限り、土地等利用状況調査の結果によって区域の変更が行われることは想定されておりませんとの回答をいただいております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

内閣府の見解でしょうから。そこで今、課長の説明を聞いて思うのが、要は今後もそういう注視区域についての調査は行う、そして特別注視区域についても調査を継続してやっていくんだと、こういうことですね。そこは、文面上そういうふうに理解できますよね。今後も調査を進めると。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

不動産登記簿等の公簿等を随時徴収することとしておりますという回答をいただいております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

そういうことで確認しておきたいと思います。

今回の法律によって、これ、喜界町だけじゃなくて南西諸島の多くの市町もそうですけども、国の防衛上の様々な目的の下に国が相当監視に入ってくるというふうに私は理解しておく必要があるし、それを前提に、行政としてもしっかり対応していく必要があるというふうに思うわけでありませう。

次に進みます。⑤ですけども、これはパンフレットにも書かれているんですけども、この土地の買取り、国がいろいろ調査に入ったりするんですけど、土地については、買い取ってもらうとか、あるいは土地における損失が発生した場合については国の補填が明記されています。これはどうでしょうか。このパンフレット2ページの真ん中に書かれていますけども、ここら辺はどうでしょうか。町民の財産がきちんと守れるかどうか、金額面でね。そういうことでありますけど、どうですか。国が補償してくれるんですか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今の御質問は、⑤の御質問という捉え方でよろしいですね。これも内閣府に確認をいたしました。重要土地等調査法第23条において、注視区域内にある土地等であって機能阻害行為の用に供されることを防止するため、国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、当該土地等の所有権または地上権その他の使用及び収益を目的とする権利の買取り、その他の必要な措置を講ずるように努めることと規定しているところです。このように、買取り、その他の必要な措置については、機能阻害行為の用に供されることを防止することを目的に行われるものであるが、機能阻害行為は、対象となる施設等の種類、機能等に応じて、様々な様態が考えられ、また技術の進歩等によって複雑化、巧妙化すると想定されることから、個別具体的な事案ごとに判断することが必要となります。したがって、本条に基づく土地等の買取り、その他の必要な措置についても、個別具体的な事案ごとに検討する必要がある、どのような事例が該当するのか、具体的な条件等を示すことはできませんとの回答をいただいております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

これ、前回は質問させてもらったことですが、町民の側での心配は、こういうふうに一定の規制、制限がかかることによって、自分が先祖から守っている土地、畑なり、あるいは家屋、特別注視区域は家屋も全部入っていますから、こういうふうな評価が下がらないかという不安が心配事の一つでもあります。これは町内で不動産に詳しい方にも、この資料を見てもらいながら御意見を伺ったんですけども、やはり厳しいと。それだけ制限かかってくると、田畑なり宅地については一定やっぱり評価が下がる可能性があるかと、こういうようなことをおっしゃっているわけです。そこをきちんと、国に対して補償しろと、補填しろと、こういうふうなことを町としては強く求めていくべきではないんですか。課長がおっしゃる個別具体的に判断しましょうというの、これ、一般論としては分かるけど、町民の財産を守るという視点からはいかがですか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今の段階で我々が国に求めるのは、住民、町民の方に対する丁寧な説明、そこを求めていると思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひそういう姿勢は堅持していただきたいと思うんですが。

次に、質問要旨の（２）、これはできれば町長にお答えいただきたいと思うんだけど、令和４年の第３回議会におきまして、同じような議論を、もっと漠とした議論でありましたけども、その中で町長は、ただ、これ、前書きがちょっと書いてなくて申し訳ないんだけど、町長は、国の具体的な方針はまだ決まってないんでということがありましたので、そういうことを前提にしてのこの発言ではあるんだけど、「本町の自衛隊基地の１キロ四方が入ったとしても生活と財産に影響があるとは思いません」、当時の情報の範囲でもね。というふうに答弁をされているわけでありまして。

答弁しているわけでありまして、現在、先ほど議論しましたように、本町には特別注視区域１か所あって、注視区域が３か所、区域指定を受けているわけでありまして。その中には多くの町民の宅地、そして農地が含まれているわけでありまして、土地価格の低下が懸念されていること、これが新しくできた状況ですね。そして、今後は内閣府が調査を行い、具体的にはそこは言えないということではありますが、国の意向で区域指定が拡大される懸念が払拭できないわけでありまして。そういうふうな新たな町民の生活の財産に悪い影響が出る、こういう状況が見えてきたわけでありまして、町長の認識を改めて伺いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

それでは改めてお答えしたいと思います。

ただいま良岡議員から、３月議会での私の答弁で、本町の自衛隊施設の１キロ四方が入ったとしても生活と財産に影響があるとは思いませんと、影響がないと断定的に答弁したかのようにおっしゃいましたが、議事録を見てもお分かりのとおり、これは一部を切り取って言われておりまして、内容が違って来るかと思しますので、ここで全文を読ませていただきます。

議長、よろしいでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

はい、どうぞ。

○町長（隈崎悦男君）

「本町の自衛隊施設の１キロ四方に近隣の小集落が一部入ったとしても、ほとんどが畑であり、斜面であります。生活に影響があるとは思いませんが」、ここで逆説を使っております、「先ほど申し上げましたように、国の基本方針が固まりまして、それが正式に示されれば、私

としては、町としては、法律に従って適切に対応したいと考えているところでございます」と答弁させていただいたところです。今、議員もおっしゃいましたけども、その当時はちゃんとした資料がまだ届いてませんで、届いた後に、もし今言うような町民の不利益が生じるのであれば、対応、対処したいというふうに、私はそのときも答えていると思います。よろしいでしょうか。

その上で改めて答弁いたします。現状を踏まえての認識についてということですが、質問要旨では、指定された区域の中に宅地が含まれており、土地価格の低下が懸念されること、また、今後、国の意向で区域指定が拡大される懸念があるとの御指摘ですが、議員の件については、先ほど総務課長のほうからもお答えしましたけども、内閣府にお尋ねしたところ、重要土地調査法に基づく、今回の区域指定の影響で地価が下落したという実例は、現時点では承知していませんというふうに回答を得ているところでございます。

私としては、直接町民生活に影響が出る事態になることは本当に容認できませんので、今のところは直接的には影響は特にないのではないかというような認識でいるところでございます。以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

先ほど説明しましたように、特別収集区域に入っている集落は、城久の一部、そして山田全部、そして川嶺も全戸入っていますよね。そして周辺にあります土地についてもかなり整備されています。これについては、それは内閣府のほうはまだ事例がありませんというのは、そうでしょう。まだ十分徹底もされてない法律ですから。今後、いろいろ明らかな行為が現れてくる中で、そういうふうな影響が出る可能性はありますよね。

私が聞きたいのは、町長が今ないからということじゃなくて、そういうふうな問題が起きた場合については、町民の生活と財産を守るために町としては必要な措置を取る、国との関係で言うべきことは言う、こういうふうな決意を伺いたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

先ほど申し上げましたとおり、現時点ではそのような、議員がおっしゃるような懸念事項は起きていないわけでありまして、また今後も起きないだろうというふうに私も思っておりますが、先ほど申しましたが、これがもし町民や財産に影響があるのであれば、それなりに私は対処したいと思っております。ただいま議員が言われるように、地価が下がるとか、そういった根拠のほう詳しくお示しいただければ、それに対しての対処できるかと思うんですが、それが今ないんで、今の段階で私はこのようにしかお答えすることはできません。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

引き続き、町民の皆さんの財産、そして生活を守れるように、行政のほうとしても頑張っていたきたいというふうに思います。

次へ進みます。質問事項の2番です。マイナカード及びマイナ保険証について伺います。

この問題はもうこの間の議会で、経費含めていろいろ教えてもらいながら議論させてもらっていますけども、このマイナカードとマイナ保険証についてはもう連日、テレビ、新聞等々で報道されているわけでありまして。

つい最近でも、後ほどの質問にもしてありますけども、70万件の保険情報がマイナンバーカードにリンクできない、ひもづけができないというふうな事例も出てきておるわけです。当然のことながら、国民、町民には、このマイナカード制度そのもの、そしてマイナ保険証についての不信なり、不安が出てきているわけでありまして。私たち町民がどうなっているかという点について伺います。

一つ目にマイナカード問題であります。これはベースになるプラットフォームです。そこにいろんな各行政の保険証だとか免許証だとかいろんなことをのせて、リンクしているわけでありまして、このプラットフォーム的な役割を持つマイナンバーカードについては、現在、①カードの対象者数、交付者数、交付率及び国と県の交付率、交付率はほかの自治体なり、ほかの行政区分との関係で比較できる良好な数値ですので、ここは交付率について伺いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

お答えします。

お手元に資料3、喜界町マイナンバーカードの交付の推移があるかと思いますが、それに沿って説明をいたします。

直近の日付は令和5年8月20日です。対象者数が6,565名、交付者数が4,625名、交付率が70.45%です。

次に、国の交付率ですが、75.23%、県が81.04%になります。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。

県のレベルとか、あるいは国のレベルに比べても低い数値であるわけでありまして、私はこの間マイナンバーカードにおける個人情報、これだけだ漏れしていると、こういう状況の下では、数字としては、やっぱり妥当な数字じゃないかというふうに思います。ほかの自治体と一生懸命競って増やしていく、その分、後でまた様々なトラブルを起こすというよりはいいんじゃないかというふうな、個人的にはそういう評価をさせてもらっています。

②です。未交付者枚数であります。これは町民がいろんなチャンネルを通じて申請をするわけでありまして、それが町のほうにカードができて返ってくると。そうした場合、町の窓

口でそれぞれ本人確認しながらお渡ししていますよね。その際、申請されたんだけど、まだ引取りに来てない方は、何件、何人、何枚という表現でもいいかと思いますが、町のところで恐らく金庫に保管しているんじゃないかと。何枚残っていますか、何人分残っていますか。そして、これはどのような対策を講じて御本人に渡そうとしているのか、それでもなおかつ取りに来ない場合はどういうふうな対応をされますか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

お答えします。

未交付枚数ですけど、8月23日現在において、1か月以上滞留している枚数は67枚です。

次に対応ですが、一定期間、約3か月を過ぎた頃になります。それまで保管をし、マイナンバーカードを引取りに来られない方に対し、引き取るよう再度通知をいたします。それでも引取りに来られない場合は、半年を過ぎた時点で、当該マイナンバーカードの半導体集積回路、いわゆるICチップの裁断等の措置を講じた上で物理的に廃棄します。これは国の交付事務要領に従って、ICチップに埋め込まれている情報が読み込みができないようにしようとするものであります。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

67枚、67人の方がまだ引取りに来てないと。数値の印象としては非常に多いような感じしますが、執行部のほうではどのように評価されていますか、この67人は。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

他の自治体と比べてどうなのかというのは分かりませんが、ある程度、いろいろなトラブルを危惧されて受け取りに来ない方も中にはいらっしゃるかと思いますが、現実的にはちょっと多いのかなというふうな印象を受けております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

大変な作業かと思いますが、ぜひとも一人でも多くの方が引き取れるような努力を引き続きお願いしたいと思います。

③です。先ほど前段で紹介しましたように、このマイナンバーカード及びマイナ保険証については、町民なり国民の方が相当な不信と不安を持たれているというのが全国的な評価なわけですね。そういう中で、国民あるいは町民の中には、もうマイナカードは非常に信頼できないから返納するというふうな動きが出てきているわけですが、本町ではどうなっていますか。

そしてその際、町民の方は何で返納するというふうにおっしゃっているか。

お願いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

お答えします。

現時点での返納枚数は2枚です。

理由につきましては、議員の御指摘のとおり、マイナンバーカードをめぐる様々なトラブルを危惧されての返納になります。使用済みマイナポイントは、付与分も含みますが、その対応については、返還を求めることなく、問題なく利用できるそうです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

2名ということで、この2名というのは先々月から2名で、地元紙にも各自治体の返納枚数が報道されておりましたが、その中でも2枚ということですから、そういう点では最近返納は今のところ起きてないと、こういう評価になってきますね。

それでは次、④、この4月に健康保険証の被保険者証が、該当者の皆さんに配っていただいているわけでありまして、ここに同封されたチラシ、これですね、御覧なっている方もいらっしゃると思うんですけども、このチラシには数字の間違いだとか不正確なものが非常に多いというふうに思うわけでありまして。その発行元に対しても、ここはきちんと訂正するように、あるいは安易にこういう資料を出さないように求めていく必要があるだろうと思うんですが、いかがでしょうか。前提として、これはそもそもどこで作ったんですか。デジタル庁ですか、総務省ですか、厚生労働省ですか。喜界町というのは考えにくいんですけども。どこが発行したチラシか分からない。そこから説明をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

マイナンバーカード関連のチラシについてお答えいたします。

このチラシは、国民健康保険証の郵送交付時に同封いたしました厚生労働省作成の広報用チラシです。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うメリットや、マイナンバーカードの安全性などについての内容となっております。

限られた紙面の中で詳細な情報が掲載できないことや、マイナ保険証における国の対応が変わったことから最新の情報ではなくなったことなどがありました。情報の提供につきましては、状況や対応の変化に応じて、できるだけ分かりやすく、正確な情報を周知広報してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。

特に7月発行だけでも、その後、政府もいろんな場面で変わってきておりますので、この情報の鮮度という点では非常に低いし、これが間違いというふうな指摘を受けてもしようがない部分もあろうかと思えますね。

例えば資格確認書については、申請しなさいと、こういうふうに書いてあるんだけど、申請しなさい、資格確認書は申請しなさいと。ところが今、プッシュ式で出そうとしているでしょう。こういうふうな問題だとか、やっぱり一番大きいのは紛失時のコールセンターの案内の仕方です。ここには電話番号も書いてあるんだけど、24時間365日紛失時は受けますよというふうに書いてあるんだけど、ここに電話を入れても、かかる相手は、マイナンバー総合フリーダイヤルという包括的なところにかかっちゃうわけですから、紛失した方は一発で紛失の係に行くようにしないと、これは駄目ですよ。クレジットカードも使っている方は多いと思うんですが、その場合でも紛失については専用電話番号を設けますよね。今回、私もちょっと電話してみたんだけど、あっち回したり、こっちに回したり、この案内が非常に複雑で、恐らく年配の方々にはしないと、目的の担当に到着しないというふうなこともありますので、ぜひ、課長が言われましたように、今後こういう、これは厚労省という最先端の部署でありますので、きちんとこれに点検を入れて、町民等の関係に問題ないかどうかの点検は、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、課長が入っておりますけれども、マイナ保険証について伺いたいと思います。①、本町医療機関でのマイナ保険証の利用件数がどうなっているかということですね。

お願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

6月から8月までのマイナ保険証の医療機関での利用件数につきましては、喜界徳洲会病院が月約30名程度、町診療所でこの期間2名、歯科医院、合計で15名の利用があったということでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

歯科医院が相当増えてきている印象を受けますね。診療所はあまり利用されていないということかな。2名ということは、そういう状況かと思えます。まだまだ浸透はしていないということだと思います。

特にトラブルは起きていませんか。都市部で報道を見ますと、マイナカードのリーダーが読み切れないですとか、あるいはほかの人の保険情報が入っているとか、いろんなトラブルが起

きていますが、本町ではどうですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

本町におけるマイナ保険証に関する苦情は寄せられておりません。病院、歯科医院でのトラブルなどについても、現在のところ特に発生していないということでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

どうぞ、ぜひともそういうふうなことで継続をいただければと思います。

③のところです。このマイナ保険証については国民の間でも様々な意見が出ております。マイナ保険証自体、もうやめたほうがいい、廃止したほうがいいというふうな国民の声も多数あるわけでありまして。その中で、共同通信が全国の自治体にアンケートを取っております。先日、地元紙に鹿児島県内の状況が出されておりましたが、県内にあります43の自治体のうち、政府の方針どおり現行の検証は来年秋廃止するというのに賛成というか、同意しますという自治体が46%でした。来年秋の廃止については延期すべきだと、時期尚早だと、こういうふうに答えた自治体が44%、ほぼ拮抗しているというふうなことかと思えます。

本町はこの政府の方針、つまり来年秋には健康保険証を廃止すべきだと、こういうことについて、どういうふうなアンケートでの回答をされていますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化することなどを盛り込んだ法案が6月に成立し、従来の保険証については来年秋の廃止が決定したところですが、一体化に伴う作業の中でマイナンバーカードに他人の情報が登録されていたケースや、医療費や薬の情報を他人が閲覧できたり、保険情報がひもづけられていないというケースが見受けられ、トラブルが多く発生しております。そのため、現在政府は省庁横断の対策本部を設置し、マイナポータルで閲覧できる29項目のデータの総点検を実施しているところでございます。

このような状況の中、国民の不安感が高まっていることなどを考慮しますと、期限ありきではなく、不安を払拭してから進めるべきとの理由から、マイナ保険証に関する共同通信アンケート調査の回答につきましては、保険証廃止を延期すべきと回答しております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。多くの町民が共感する回答ではなかったかというふうに思いますね。

ちなみに、この共同通信は全国の自治体の調査をして、先ほど紹介した鹿児島県内43の自治体のアンケート結果を報告したとありますけども、全国的には彼らは政府に対して厳しいですね。来年の秋廃止することについて、そのとおり進めるべきだというふうに賛意を示す自治体が全国の29%しかないんですよ、29%。そして、これは延期したり、あるいは廃止するべきだというのは43%、こういうふうになっているわけでありまして。

そういう点では、やはり今間違えると国民皆保険制度が崩れかねない、こういうふうに危機的なレベルにありますので、ぜひ町民の立場に立って、町民の意見を聞きながら、この問題については対応していただければと思います。

④のところでありまして、これは答弁は必要ないかもしれませんが、御存じだと思いますが、④で、新たなマイナンバーに関する保険情報がひもづけられてないことが、少なくとも、これは協会けんぽ等の取扱い部分ですが、約40万人分あるということです。カードの利用者が保険証にひもつけて、病院行って、リーダーにかけたら何も入ってない、こういう事態が起きつつあるんですよ。これが協会けんぽで40万人ということが明らかになっております。

厚労省はもっと厳しく見てて、その時点では、全体80万人はいるのではなかろうかということで調査をした結果、直近の厚労省発表では77万人ということですから、当初見込みよりは若干少ないとありますけども、それにしても非常に多くの方の保険情報が、マイナ保険証にはひもづけられていない、こういう事態が起きてきておりますということですね。これ、このままいきますと、本当に今の国民皆保険制度が崩れかねないという非常に危険な状況になっております。もちろん国は全力を挙げて、これは解消すると言っておりますが。こういうふうな、ある意味で情けない事態も一つということでありまして。

以上、マイナ保険証関係は終了させていただきまして、次に、質問事項の3番に進めさせていただきます。

多くの町民の皆さんが期待をしております共同納骨堂の問題であります。これ、現在どのような進捗になっているかということです。これも前回の議会の中で、令和5年度の検討委員会について、やるべき課題ということで幾つか出してもらっているんです。これ今どういうふうに進んでいるかということをお伺いしたいんですけども。

これは令和4年第4回定例会の答弁でありますけども、今後の事業計画ということでまずは財源を確保しなきゃいかん。その見通しの問題。運営方法をどうするんだと、こういうふうな問題、そして、場所、候補地、いろいろ議論があるみたいだけでも、これを取りまとめなくちゃいかんと、これを検討中であるということではありますが、もう既に令和5年も半ば過ぎております。今、どうなっていますか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

お答えします。

まず、令和4年7月15日開催の第3回納骨堂等検討委員会を持って検討委員会は解散をしております。

検討内容ですが、納骨堂の建設場所、運営方法、納骨費、入居費など、いろいろ議論はされ

たようですが、最終的には出された意見を基に町に一任されたようです。

参考までに出された意見を紹介いたします。

納骨堂の建設場所、運営方法については、宇検村の事例もあるが、喜界町では集落設置は難しい。公営がよい。複数設置も難しい。交通の便を考えると中心地がよい。区長の意見も聞いて判断してはどうか。納骨費では、建設費割る戸数を納骨費としてという案が出されております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

確認ですが、7月15日に第3回目の検討委員会を開催して、そこで解散を決めたということですか、確認です。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

委員のメンバーからいろいろ意見を出されましたが議論が尽くされたと。いろんな意見を集約した上で、最終的には町に一任をしたいということで終了しております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

分かりました。ということで町のほうに一任をされておりますが、質問要旨の（2）、町長、どういうふうに進めますか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

今の住民税務課長から答弁していただきましたが、確かに私もこれは、令和2年の12月でしたか、議員から質問いただきまして、自分も就任してすぐだったんですが、できれば自分の任期中にはある程度の方向性を示したいというふうな希望を答弁させていただきました。今、各委員でいろいろもんでもらった結果、なかなか難しいところもありまして、もう町に一任という形で結論を得たようでございます。

この納骨堂等に関するアンケート結果でもございましたけれども、この納骨等の必要性については、将来的に必要であるという意見が84%に達したということで、多くの方が納骨堂の必要性を感じておられることを認識しております。私としまして、そのような意見を踏まえまして、前向きに検討してまいりたいと思っております。なかなか、今言われたように場所とか、財源とか、管理とか、いろいろ難しい面もありますが、これはもう町のほうに一任されたわけですから、その辺もしっかり踏まえてですね。

それとまた、これとは別に、令和9年度に、現在の火葬場の耐用年数がもう47年になりまして、これも合わせて、一体化して、納骨堂と合わせた建設ができればなというふうに前向きに

早急に検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

火葬場も限度が来ていると。そういうのはそれ以前から話題になっていたわけでありまして、そこと包括的に造れないか、その問題を含めて検討したいということですね。ぜひとも、まあ実現しないということはないと思うんですが、スピードアップして、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

私の質問の最後に入ります。香典の問題です、香典料ですね。

町民の皆様からこの香典の今の、何となく申合せができている2,000から3,000円、これですとやっぱり厳しいという声も複数の方から出てきております。もちろん2,000円とか3,000円、これは強制じゃありませんし、当時の様々な団体の皆さんが話し合って、一応このぐらいにしようよと、ある意味では、何と申しますか、勝手にどんどん上がってもらうのも困るというふうなことで、歯止めというふうな役割も果たしたんだらうと思うんですけども、そういうふうなことで、改めて現在の経済環境だとか様々な事情も考慮しながら目安を決め直してくれないかと、こういう御意見なわけでありまして。

別紙に、これ生涯学習課のほうで調べていただいて出してもらっていますが、こういうふうな資料も作っていただいているわけですが、12番目にあります喜界町のところが1戸3,000円ということですけども、ちなみに与論のほうは1,000円で、知名町1,000円、和泊1,000円、そして徳之島三町は2,000円というのはそれぞれ申合せができていますけれども、本町としても、どうでしょうか。そういうふうな検討をそろそろしてもいいんじゃないかと思いますが、答弁を求めます。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今までありましたとおり本町においては過去に、喜界町、町教育委員会、町区長会、地域婦人会連絡協議会等の連記で、喜界町生活改善実践事項として、冠婚葬祭等の持参金や、当時の料理の献立などについての一定の考え方が提示された経緯がございます。それによりますと、香典料としての持参金は3,000円と考えられており、その後、一定の相場感として定着してきているのではないかと考えているところです。

そこで、御質問の香典料の新たな見直しについてでございますが、先ほどの群島内の現状を見ますと、金額の差はございますが、市町村全体で何らかの取決めや申合せをしているところはほとんどございません。そのことから、基本的には個人の判断や思いによるものと考えます。また、町民一人一人のそれぞれの考え方、場合によっては価値観や思想信条といったようなことにも触れる機微な問題であると受け止めており、慎重に対応する必要があるのではない

かと考えております。

一方で、御指摘のように環境あるいは状況の変化等も見られることから、何らかの機会で、関係団体との意見交換、あるいは情報収集などを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

今の教育長の答弁の内容で慎重に今後進めていただければと思いますけども、情報として、ほかの市町村の関係で、数字的には先ほどお渡している部分なんだけども、与論町の香典の1,000円の中身ですけども、ここは1,000円のお世話のときの香典を頂いて、あと100円程度のペットボトルと返礼のはがき、これでもう全て終わりというふうに割り切っているようです。そして和泊町の香典も1,000円のわけですけども、この金額を厳守させるということで香典袋については封をしない、つまり、受付に来たときに点検ができると、こういうふうなところが徹底をされているようであります。そして返礼はありません、はがきだけということですね。そして徳之島町につきましては、ちょっとここには2,000円と書いてありますけども、町内については1,000円、町外から見えられる方については2,000円、そして何も返礼はなし、はがきだけ。こういうようなことで、多少町というふうにひとくくりにもできない部分ありますが、その辺も踏まえて、なおかつ町民の今の生活も考慮しながら、意見交換しながら、検討をぜひお願いできればというふうに思います。

議長、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時50分からとします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

「小粒でもきらりと輝くいい島」実現に向けて、ほか2件、土岐和貴君の発言を許可します。土岐和貴君。

[土岐和貴君登壇]

○1番（土岐和貴君）

皆さん、おはようございます。参政党の土岐和貴です。本日も通告書に沿って質問していきますので、最後までよろしく申し上げます。

それでは、質問事項1に移りたいと思います。

「小粒でもきらりと輝くいい島」実現に向けてですが、現在も人口減少問題に向けて対策を考え、実行していると思います。

国勢調査を基にした推移では、平成2年に9,614人だった人口は、平成22年には8,167人、平

成27年には5,212人、現在に至っては、昨日調べた情報では6,197人と、急速な人口減少が続いており、今後もその傾向が続くと予想されております。これまで維持されてきた地域コミュニティの崩壊にもつながることが危惧されるなど、地域経済や住民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

これらの課題解決に向けて、令和2年度から令和6年度の喜界町まち・ひと・しごと創生総合戦略が作成されております。その中の基本方針として、「小粒でもきらりと輝くいい島」実現に向けての戦略も掲げておりました。

ここでまず一つ目の質問ですが、小粒であることに認識とあるが、本町が考える強み、そして弱みとは具体的にどのようなことなのかお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それではお答えしたいと思います。

この「小粒でもきらりと輝くいい島」というのが前町長の川島町長から引き継いだキャッチフレーズでございまして、また、私の公約の一丁目一番地でございまして、できるだけ私のほうで答えられれば、お答えしたいと思っております。

まず、最初の質問であります、小粒である強み、弱みとは具体的にどのようなことかという質問でございしますが、まず強みについてでございますが、どの分野を捉えるかで変わってくるんでしょうが、政策の実施面においてお答えしますと、本町は一島一町の島でございまして、島全体の施策等を決定するに当たりましては、他自治体との協議の必要性もなく、町内における限られた関係機関や関係者との合意形成が図りやすく、様々な取組がスムーズに行えることと考えております。

また、弱味とするのであれば、他地域からの流入が少ないため、いつも同様なメンバー構成での決定となり、新しい発想や産業の創出等が生まれにくいことではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今町長のほうから強み、弱みをお聞きしました。

総合戦略の中で、小粒ということが大々的に掲げておられますが、小粒というのは喜界町のことを指していると思います。その中で記載されていたのが、大きいサイズを目指す必要もなく、サイズに合った小さなことをこつこつと実現して、小さな成果を積み重ねることが重要と記載されていたんですが、そもそもこの小さなことというのが具体的にないないので、町民からしたら、何をしていくのか、もしくは何をやればいいのかという部分がまだ曖昧な部分があるので、そこの部分も具体的に提示していくと、より町民の方々も、喜界町はこういうふうに頑張っているんだということが分かってくるとと思います。

そして私が考える喜界町の強みなんです、やはりこの地域に愛着を感じられる、地域性が優れているので、訪れた方や住む方にとってはすごく居心地のいいということもいただいております。そして豊かな自然に恵まれているということは、自然が大好きな方にとっては、この喜界町はすごくそれを強みにできると思います。あとは、お金のかからない遊びです。これは、工夫によっては本当にお金のかからない自然あふれる遊びが幾らでもできるんじゃないかなと思っております。

そして、不便を最大限に生かすということも、この喜界町の強みになってくると思うんですが、今現在、この不便が喜界町でも不便じゃなくなっている状況ですね。流通も出てきました。町内で売られていないものとかもインターネットで購入できるようになりました。なるべく本町、喜界町で売っているものは喜界町で買っていただきたいんですけど、そういう部分でも今現在、不便が不便じゃなくなっている状況も出てきていると思います。

そして弱みの一つなんです、やはり魅力ある仕事が少ないということも現状だと思います。あと、低収入、あとは島外への運賃だったり交通費ですね。そこは離島割引もありますが、それでも何回も行くときにはやはりお金がかかるということで、そこら辺がちょっと喜界町では弱い部分ではあるのかなと思っております。

そして、若者の定住人数の低下には、島民の中の島に住むことに対する誇りが低下していることが要因と思われます。島の年配の方から聞くんですが、自分の子供に島に戻ってきてほしいとは言えない、あとは大学に行って都会の企業に勤めてほしいという声もいただいております。人口減少に伴い、この島に住む誇りが失われていった結果だと考えております。

そこで、今、この島に住む人が自分の暮らしに誇りを持ち、胸を張って島に遊びに来い、島に帰ってこいと言える環境づくりが何よりも大切だと考えております。

それを踏まえて、二つ目の質問ですが、住民サイドに立った施策の立案と、独自性、先駆性を持った施策の展開をするとありますが、どのような取組かお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

この1番の質問の中でも議員がおっしゃいました。私も最初、この強みについてお答えしたときには、いろんな分野がありまして、今言われたんですが観光分野とか文化面、それと自然環境、そういったものの強みは本当にたくさんあると思っております。ですから、先ほど私は施策の分野で申し上げたんですが、今言われましたように、いろんな喜界島の場合は、自然環境にしろ文化にしろ、残された、貴重な強みというものに、町民の皆さんが、そして島外の皆さんにどうやって気づいていただけるか。それを行政で答えを出してやるのもいかなもんかと思って。やっぱりみんなで集まって、この島をどうしようこうしようというふうに。これは強みじゃないのかとかですね。そういうふうに持って行って、それを行政のほうで吸い上げて事業化をすると、そんな形がベターかと思っておりますので、ぜひ今のような御意見をいただければと思っております。

それでは、2番目の質問についてお答えしたいと思います。まず、住民サイドに立った施策の立案とは、町政懇談会等で住民の声を聞きまして、住民が真に求めている施策を進める必要

があると思っているところでございます。

また、本町の独自性や先駆性を持った施策とは、喜界島だからこそできるオンリーワンの取組、ちょっと先ほども触れましたけども、例えば隆起サンゴの島という特性を生かしましたサンゴ留学制度やジオパーク認定へ向けた取組を今現在やっております。一方、DXや脱炭素社会など、これからの時代の流れを的確に捉え対応していかなければならないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

この問題については、町長のほうもすごく問題意識も高く、どうにか対応していきたいというお気持ちもすごく伝わります。

今回、私が質問している中で、当たり前のように人口が減っていく中で、やはり重要なのが若い世代の方々の意見だったり、子育てに対する思い、そういうのをどういうふうに酌み取って進めていくかというのもすごく重要になってくると思うんですが、この島の独自性、まだふわっとしている部分があるんですけど、私が考える独自性をつくっていくためには、幾つかあるんですけど、ビジョンをまず明確にすることが重要じゃないかなと思っています。向かうべき未来を明確にすることで、輝くいい島に必要なものが自然と集まってくると思っております。

なぜビジョンを明確にすると必要なものが集まってくるのか。それはなぜかといいますと、第一に大きなぶれがなくなり、一貫性のある取組ができるようになるということです。そうすることで社会性や共感性を考えると、そのうち、そうすることによって応援してくれる人やファンが増えやすいビジネス構築が可能になり、本町独自の収益性を考えることで長く安定した取組ができてくると考えております。これをビジョンを明確にするというテーマで言えば、実現したい未来あるべき島のイメージづくりということが非常に重要だと思います。

そして二つ目に必要なのがコンセプトの設計です。本町が提供する商品、例えば島の魅力であったり、サービスにどんな価値があるのか。機能的価値と情緒的価値、この二つの視点で考えることが重要だと思います。そして、この島の魅力だったり商品だったりサービスを誰に届けるのか、誰に島を知ってもらいたいのかというものも明確にしていく必要があると思います。付加価値を明確にしてターゲットを決めていくのもいいですし、もしくは、ターゲットを決めてから付加価値を明確にしていくことも重要だと思います。

そして、三つ目に重要なのが、持続可能な島づくり、3要素の学びと実践ということで、やはり先ほども言ったように、島の魅力、商品力ですね。その中に含まれるのが理念のビジョン、商品価値、ポジショニング、ブランディング。そして営業力であれば、発信力であったり集客力、販売力、顧客管理。三つ目の要素として仕組みなんですけど、ビジネスモデルであったり、行動計画、経営管理、コミュニティーというのも、この行政でもできることではないかと思っております。

そのことを何度も何度も繰り返していき、最優先の課題が明確になってくると思いますので、

その見えてきた課題を踏まえて優先的に取り組んでいくことによって、少しずつでもこの問題解決につなげていけるのではないかなと思っております。そしてこの地域社会や地域経済など、新たな地域活力の創造へとつながってくると考えています。

そして、この取組を継続的に行っていくことで、今住んでいる町民の方々の幸福度やモチベーションも上がっていき、必然と住民の輝きが放たれて、その輝기가多くの方々に届いていくんじゃないかなと思ってます。

そのことを踏まえて三つ目の質問ですが、本町の弱みの一部であると書かれておりました消極的な姿勢を払拭するために行っていることはあるか、お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

議員が言われましたように、ビジョンを持ってというのは様々な計画の中にも入れているつもりではございますが、その辺の公表というんですか、PR不足もあったのかと思っております。それを踏まえまして、今の3番目の議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、これはほんの一部なんですけど、本町は様々な固有の資源を有しながら、アピール不足によりまして、その資源を生かし切れていない状況でございました。本年度の施政方針でも申し上げましたが、トップセールスに力を入れまして、喜界島フェアや各種イベントへの積極的な参加に加え、PR動画の制作などを通じまして、新たな喜界島ファンの獲得を進め、いい島実現に向けて取り組んでいるところでございます。これは、先ほど申しましたほんの一部になるかと思うんですが、様々なアイデアを出して取り組んでいきたいと思ってます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今町長がおっしゃったように、やはりこの3年間コロナ禍で、アピールする場が少なかったという点もあるんですけど、今後、課題として町長が掲げているトップセールスも毎年毎年行っていくと思います。そこで、今まで以上に回数を増やすだとか、より島のよさを伝えていくという活動も重要になってくると思います。

人口が減少していく中で、離島でよく多いのが必然的に消極的な姿勢になっていくと思います。例えばですが、人口が減少していくと商店や学校などの目に見える機能だけでなく、島民間の相互扶助機能も低下していくと思います。そして、扶助会であったり、青年会、子供会などがどんどんなくなっていく、大切な祭り事であったり、伝統芸能、集落の活動などもなくなっていくおそれもあります。これまでは島民同士で補っていた取組が、人口が減少していくと、高齢化によって継続できなくなり、消滅していく可能性が出てきます。

データでいえば、30年後、40年後、人口が3,000人台になっています。今の人口の約半分です。そうなったときにどういう産業が残っているのか、どういう事業があるのか、どういうものが新たにつくられているのかというものを、今現在でももっと真剣に考えていただきたいと思っています。

こうした相互扶助機能が低下することによって、島民同士が今までは日常的に顔を合わせる機会があったのに、どんどん減少していくことで地域コミュニティが希薄になることも懸念されることから、本当に私のほうもそして町民のほうも早急に対応していただきたいと考えております。この問題も、視点を向けて対策を考えていくことで、今現在、島の弱みとおっしゃっている消極的な姿勢も改善できるのではないかと考えております。

それでは、(2)の質問ですが、従来の施策の検証ということで、ここは①から③まで一括して質問をしたいと思っております。

①施策の「見える化」。町の課題や懸案をどのように見える化しているか。

そして、②ボトムアップ型の企画立案重視。多様な考えや知識、スキルなど年齢に関係なく施策に反映できているか。

そして、③協働での推進。地域、企業、団体、行政の各分野において継続的な取組が進められるように町民間等のネットワークの構築や活動を促進するための環境整備は行っているか。

この三つを一括してお願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

(4)の御質問についてお答えをしたいと思います。

まず、①ですが、施策の見える化につきましては、町のホームページや広報紙等を活用いたしまして、また、時代の流れに即し、SNSによる発信等を行って周知を図っているところでございます。今後も課題、懸案事項への取組状況やその結果について様々な場面でお伝えしていく必要があるかと考えているところでございます。

それから、②のボトムアップ型の企画立案につきましては、これまでもそうでございますが、重要課題に対応する際は各部署の垣根を越え、プロジェクトチームを立ち上げまして、年齢や役職、性別に関係なく、課題解決に向けてワンチームで対応しているところでございます。

③の協働での推進につきましては、関係各所で町民、企業、各団体を交えた協議会等が立ち上がっておりますので、オール喜界として様々な意見が出され、新しい価値の創出や課題解決につなげていけるものと考えているところでございます。

また、喜界島サンゴ礁科学研究所との令和5年度包括連携協定における取組では、島内で文化の保存継承や地域活動を組織する団体の情報交換と、それから情報共有、相互理解と連携を目的とした連絡協議会、これは仮称ですが未来会議を創設することとなっておりますので、さらなる促進が図られるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、町長が、未来会議を開催するというので、私も今非常にうれしく思っております。

先ほどの答弁の中で町長がやはり行政だけでつくるのではなくて、町民の意見、考えも必要だということがありました。問題解決に向けて、まず町民の方々が今現在どのような認識で暮

らしているのかを考えることが重要で、例えばですけど、島の状況診断チェックシート、このアンケートを実施して、今現在住んでいる方々がこの問題についてどのように考えているのかを診断した結果で、この問題意識の共有をですね。このチェックシートの項目は各自治体で決めれると思うんですけど、例えば、20年後、30年後の喜界町はどうなっていると思いますかとか、そういういろんな項目事項で町民に問いかけることはできると思います。そうすることによって問題を共有し、そして問題が深刻化していく状況も把握できると考えます。

ここで重要になってくると私が常に考えているのが、やはり行政だけではなく、議員だけではなく、町民の意識も変えていく必要があると思っています。そのためにも、先ほど町長がおっしゃったように未来会議というものが非常に重要になってくると思います。未来会議の中では、特定された方々だけではなくて、私が考えるのは、その話合いの場では職業や年齢、性別、地域、コミュニティーにかかわらず、島内の様々な人が意見を言える場になっていただきたいなと考えております。そして、ただ意見を出すだけではなくて、この島の魅力、資源、問題を発見し、共有の場にもしていただきたいです。

そして、先ほど町長がおっしゃったように島の弱みでもあるアピール不足であったり、なかなか同じ人たちで話し合うからいいアイデアが生まれにくいという弱みも出てきましたが、そういう部分でそれを変えていけるのも、例えば島外の大学生であったり、島出身者の大学生と話し合う場であったり、外部の専門家なども踏まえて話し合っていくことで、島に住んでいる人たちが分からない問題点などもより浮き彫りになり、そこを踏まえて一緒に考えていける環境がつかれるんじゃないかなと思っています。

私が今回、何度もお伝えしたいのが、今見える部分、5年後とか10年後のことも考えるのも大事なんですが、やはりこの島の課題、強みや弱みを把握しながら、30年後の未来はどうなっているのか、自分の子供、孫世代にどういう島を残したいのか、どんな島に戻ってきてほしいのか、そういう切り口で将来像を考えることも一つの方法だと思います。

ここで、今現在のテーマであります「小粒でもきらりと輝くいい島」、このテーマもすごくいいんですが、テーマは幾つあってもいいと思います。島民の方々がより分かりやすく共感できるテーマを考えて、一緒になって動いていくことで、そのエネルギーが島全体に伝わっていくんじゃないかと思っています。

こういうことをしていかないと、地域コミュニティーが衰退し始めている状況で、やはりこの島の現状に問題意識を持つ方々が増えることによって、島内にネガティブな雰囲気ももちろん出てくる可能性があるんですけど、そのために問題分析、地域資源の把握などを未来会議で話し合っていたきたいと思っています。

私が今回何度も言ったように、一番伝えなかったのは、この喜界島に住んでいて、喜界町に住んでいて誇りに思えるということが一番重要だと思っていますので、町長、引き続きこの未来会議をすばらしい会議にしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは、質問事項2に移りたいと思います。

若い世代を後押しするということで、少子化の背景として、経済的自立、仕事と家庭の両立、子育てに対する若者の様々な不安心理が発生をしていると考えます。

ここで質問です。若者が結婚・出産に踏み出せる環境づくりとはどのような取組か、お聞か

してください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

（１）の若者が結婚・出産に踏み出せる環境づくりの取組についてですが、出産につきましては、御案内のように島外で安心して出産ができるよう、宿泊費の助成を行っております。また、産後は、保健師や母子保健推進員が各家庭を訪問しまして、子育ての助言等を行っております。また、本人の状況に応じてではございますが、早期の職場復帰や就業ができるよう、保育園でのゼロ歳児の受入れも可能となっております。幼稚園の預かり保育や放課後児童クラブの充実を図り、切れ目のない支援を行っているところでございます。

結婚につきましては、県が設置するかごしま出会いサポートセンターのイベント、システムについて、民間団体や企業に広く周知をしまいたいと思っております。また、引き続きイベントを企画、開催する企業や団体に対しての支援を実施をしまいたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今現在も、本町は子育て支援に関してはすごく手厚い支援補助を行っている、私のほうも考えております。しかしながら、この低賃金労働者や若年層を取り巻く雇用環境の厳しさ、そして出会いと交際を実現することの難しさが本町ではあると思えます。

理想の数の子を持たない夫婦の8割近くが、子育てや教育にお金がかかり過ぎること、本当はもう少し子供をたくさん産みたい御家庭も、なかなかそこに踏み入れられないという現状もあるということでした。

こういうことを踏まえて政府が2023年3月下旬に示したたたき台に沿ったものなんですけど、その一つとして、まず経済的支援の強化や若い世代の所得向上、そして二つ目に、全ての子供、子育て世代に対する支援の強化、そして三つ目に、働き方改革、共働きであったり、共に育てる環境を整えていくということで、この3本柱として、児童手当の拡充、例で挙げますと1.2兆円、そして保育サービスの充実で0.8兆円から0.9兆円、奨学金の充実など全体で約3兆円ほどの対策を見通しするということでありましたが、国に頼っているばかりではなく、やはりこの本町でもできる独自のものを考えていく必要があると思えます。

その中で、二つ目の質問ですが、本町が掲げている子供や子育て家族を地域全体で支える組織的な支援体制とは今現在どういう取組を行っているか、お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

（２）の子どもや子育て家族を地域全体で支える組織的な支援体制についての質問でございますが、本町では保健福祉課内に、子育て世代包括支援センターやひまわり第一保育園に併設しております子育て支援センターを設置しまして、母子相談や親子教室などを実施して、子育て

て世帯の支援体制の強化を図っているところでございます。また、各地区に民生児童委員や母子保健推進員がおりますので、身近なところで安心して相談できる体制が整っているところと伺っています。

来年度、次期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしますので、策定委員や町民に意見をいただきながら、さらなる支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今現在も、民生委員だったり、保健福祉課のほうで、イベント等、家族で楽しめるイベント等も考えていただいております。

まず、この子育て支援というこの体制なんですけど、内閣府は子育て支援のことを幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度と説明されておりました。年代が幼児期である子供を対象とした制度であることが、この説明からも分かります。具体的には年齢ごとに定めた子育て支援費を給付したり、子供の医療費を一部もしくは全額免除、本町もやっております。そして、育児に役立つ情報やイベントを開催したりなどが挙げられております。

この内容を踏まえると、やはりこの子育て支援をもっと分かりやすく説明するならば、子供の健全な生育を実現するために、人手や金銭面の補助、そして情報やサービスを提供することと考えております。本町において、金銭面であったり、人手のほうは今まで以上に手厚く支援していただいておりますが、やはりこの情報という部分では、まだ弱い部分があるのではないかと考えております。

その中で、ある自治体で、この子育て支援の成功例がありました。まず一つが、子育てに関する情報を発信するポータルサイトを作成し、子育てに取り組むあらゆる人のニーズに対応することを目指したウェブサイトを構築したおかげで、うまく子育て支援、そこで家族との共有ができ、よい支援が充実しているという事例もありました。

そのほかにも、この事例は私もすごく面白かったんですが、「みんなで祝い輝きバースデー」ということで、同じ地域で暮らす同じ年代の子供と一緒に誕生日お祝いする、心温まる子育て支援イベント等も行われておりました。

そして三つ目に、こちらもすごく興味が湧いたんですが、父親の子育てへの理解向上や子供と触れ合う場をつくることを目的としたイベント「サタパパサロン」を開催している自治体もありました。こちらは母親の負担軽減や積極的に子育てを行う父親を増やすことを目指して実施されているそうです。このイベントを実施することによって、今までは子育て支援というのは子供を対象として目を向けていたものを、家庭に向けた支援を考えていくことで、より今後の発展につながっていくという大切なことを学ぶことができました。今後も、本町独自のアレンジを加えた施策を実行することで高い効果が生まれてくるんじゃないかなと考えております。

それでは三つ目の質問です。妊産婦や子育て世帯に向けたアンケート等を実施していると思いますが、その中で多く挙げられる不安、悩みにはどのような内容なのか、お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

（3）番のアンケートの内容の不安、悩みについてでございますが、現在、妊産婦に対しまして、妊娠中、それから出産時にアンケートを実施しているところでございます。島外で出産するため、家族と離ればなれになることが心配といった声や、出産後については、睡眠がとれず寝不足になるなどの不安、悩みがあるようでございます。

今年度、次期子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査を子育て世帯を対象に実施いたします。アンケート結果を基にしまして、相談支援の充実をさらに図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

それでは、そのアンケートを活用して今後につなげていく、活動ができているという認識でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○1番（土岐和貴君）

続いて次の質問に移りたいと思います。（4）ですが、重要事業評価指数、KPIで、出生数の目標値が令和6年には年間60人となっていました。目標に向けての取組や課題等はあるか、お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

（4）の質問でございますが、本当に出生児が減少しました。今後本当にこの喜界島の人口がどういうふうになるか懸念される所ではございますが、それに向けての様々な取組をやりたいと思っております。この出生数目標に向けての取組課題については、まず取組についてでございますが、本町では子育て世代の負担を軽減し、安心して子育てができるよう、出産祝い金や紙おむつの助成券を支給しております。

また、小中学校給食費無償化や子ども医療費の全額助成、インフルエンザ予防接種費の費用の一部助成等を実施、さらには、今年度より1歳児、2歳児を対象に、しまの未来特別応援給付金制度を創設しまして、さらなる子育て支援の充実を図っているところでございます。

先ほど議員のほうからも要望とございますが、ございましたけれども、国や県の施策に先立ちまして、町の財源を使った子育て支援を充実してまいりたいと思っております。またさらに現在、こういういろいろな施策を実施しているところでございます。

ただ、課題は若者が住みやすいまちづくりということでございまして、本町では、高校卒業後、進学や就職でどうしても島外に転出する人が多いため、どうしても若者の人口流出が多くなっています。若者をさらに呼び込むためには、移住して、この町で子育てがしたいと思える

ような、やはり魅力のあるまちづくりが重要だと思っているところでございます。そのために、居住の確保や雇用の創出など、安心して暮らせる環境整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

実際問題としては難しいところがあるんですけども、ぜひ実施して、今言う人口の確保を目指していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

やはり高校卒業後に島を出るといのは仕方ないと思います。この問題を解決していくためには、一度島に出ていろんなことを学んできて、その知識を島に持って帰ってくるという流れがうまくできれば、この問題も解決できると思うんですが、私が一つ目の質問事項で伝えたように、やはり大人だけがこの喜界島に誇りを持つのではなくて、子供たち、これからの世代、次世代の子供たちにも、この喜界町を誇りに思える環境づくり、教育であったり、そういう部分は必然的に重要になってくると思っております。

今回、出生数の目標値をクリアできている自治体の中で、独自の支援があったんですが、例えば在宅育児支援手当ということで、満7か月児から4歳の児童で保育園等に入園していない児童を養育している方に対して、児童1人につき月額1万5,000円を執行している自治体もありました。その自治体で、もっとすばらしいことがあったんですが、高等学校等就学支援ということで、生徒1人に年額13万5,000円を3年を限度として支給している自治体もありました。やはり、このような成功事例をこの議場のほうでお伝えしても、すぐすぐできることではないと思っております。しかし、いろんなアイデアだったり、いろんな可能性をお伝えすることは非常に重要だと思っています。

そして、この財源、今現在でも本町の財源で子育て支援を充実させていただいております。今まで以上に充実していくためには本町独自の財源を今まで以上に確保していけば、より充実した支援ができると思っております。そのための稼げる方法としては、やはりふるさと納税等を継続して実施していくことで、必然的にこの取組も、ふるさと納税等の自主財源を増やせる方法を増やしていくことで、新たな雇用も生まれると思うんです。ふるさと納税でいろんな方々のファンが増えると、やはり返礼品を多く作らないといけない、新たな商品を開発しないといけない、そうなってくると新たな雇用が生まれる、そういういいサイクルになっていけるような仕組みづくりというのも必要だと考えております。

それでは、（5）の質問に移ります。共働きを前提とした社会に向けた支援など、結婚や子育てを望む若者に向けて夢を与えられる環境づくりも必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

（5）の結婚や子育てを望む若者に向けまして夢を与えられる環境づくりが必要ではないかということでございます。今あります事業を継続して、子育て支援の充実を図りながら、今後、

会議や協議会等で意見交換を行いまして、関係機関、町民が一体となって子育てがしやすい新たな環境づくりにさらに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今回私が何度もこの子育て支援、子育て支援ということを訴えているのも、私は子供たちのことだけを考えてほしいというわけではなくて、しっかり今後の本町、喜界島を、そして先輩方を守っていくのも、次世代の子供たちであったり、私たち大人がしっかり考えていかないといけないということで、今回強く町長には、より充実した支援を求めていることでした。やはりこの子育て支援が、地域の将来について鍵を握っているということなので、そこはもう少し皆さんと一緒に考えていければと思っております。

それでは、最後の質問事項3に移りたいと思います。

「海ごみ×まちづくり」ということで、景観や生態系、処理費用など様々な問題を抱える海ごみ。みんなで海を守ろうとしている島だから行くという人を増やし、観光振興や環境保全の両立を目指していくことで、島の未来は明るくなると考えます。特定の誰かが活動するだけではなく、ごみがあったら自然と手が伸びる人、地域を増やしていくことが本町の自然保護につながっていくのではないかと考えておりますが、その中で、一つ目の質問です。

地域住民の力だけでは解決できない漂流ごみや海岸沿いのポイ捨て問題、本町では現在どのような対策を考えているのか、お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

お答えします。

本町の漂着物対策につきましては、県の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して、漂着物の回収、運搬をシルバー人材センターに委託しております。その後の破碎、焼却、最終処分先への搬送につきましては島内の産廃業者に委託しております。そのほか、区長会との共催で町内一斉ボランティア作業を実施しております。メインは道路沿いの空き缶拾いですが、日時や場所、作業内容については各集落に一任をしております。

また、令和2年10月頃から4回にわたり、広報紙等で特集を組み、ごみ問題の現状や考えるきっかけとなる取組も講じております。そのような取組もあつてか、個人や団体、事業所等、ボランティアで海岸清掃に取り組む活動も毎年実施され、徐々にではありますが活動の場が増えつつあります。

しかし、幾ら策を講じても台風等で大量の漂流物が流れ着きます。一時的になくなくても、また減ったとしても、恒常的であることには変わりはありません。町全体で少しでも海岸線の景観維持、環境保全に取り組んでいけなければなりません、いずれにせよ世界的に深刻化している海洋ごみの問題ですので地球規模での対応が求められます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

本町もこの海ごみの問題については対策を行っている段階だと思います。本町と人口も変わらない与論町でのごみ問題に向き合っている事例で、E-Yoronという団体があるんですが、その団体ではテーマとして、人が来れば来るほど汚れる、世界中の観光地はこれは否定できないと思います。しかし、この与論町では例外に挑戦しています。人が来るほどきれいな砂浜へということテーマに、こちらは2019年度、環境省と日本財団の海ごみゼロアワードでも奨励賞を受賞しております。自分のごみを捨てる、例えばごみ箱ではなくて、流れ着いた海ごみを拾うための「拾い箱」を生み出したのが与論町です。

本町でも、集落であったり、子供会で拾い箱というのを設置していると思いますが、ただ置くだけでは、なかなかごみが集まらないというのも現状であります。大事なことは、特定の誰かが環境保全に取り組むのではなく、落ちているごみに自然と手が伸びる人、地域を増やしていくことを目的に活動していくことが重要だと思うんです。

その活動の成果もあってか、与論町では現在では、町とも協力し合いながら、その拾い箱に集まったごみの回収であったり処分は町が行っているということです。たった1人でスタートした活動であったんですけど、もう1年もたつ頃には3,000人以上の方々の協力で活動ができているということをお聞きしました。

本町でも、個人で活動されている方々もいます。やはり限界があると思うんです。そのことを踏まえて、二つ目の質問に移るんですが、ごみがあったら拾うという行動を島全体で習慣、文化として根づかせることができれば、本町の自然保護に向けての一步を踏み出せることができるのではないかと考えておりますが、見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

お答えします。

本町は、鹿児島県で唯一「日本で最も美しい村」連合に加盟しております。後世に美しい喜界島を残すという責務があります。ごみがあったら拾うという行動はもちろんですが、どのように、習慣、文化として根づかせるかということについては、今後、ごみ処理検討対策委員会で具体的に提案、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

課長がおっしゃいましたように、本町も美しい村連合に加盟しております。しかし、これは現実問題、大人だけではなくて、実際には子供たちのごみ問題も深刻になってきていると思います。普通に釣りに行った後に、ペットボトルのごみを捨てたり、釣りのエサ、プラスチックのものを置いておくだけではなくて、海に捨てるという行動も実際にあります。そういうこと

もしっかり、いい部分だけを見るのではなくて、しっかり駄目な部分、できてない部分にもフォーカスを当てて対策を考えていかなければ、本当の意味で本町はきれいになっていかないと、美しい村連合に加盟している本町になっていかないと私は思っております。

ここで、与論町では、そういう子供たちに向けても啓発活動を行っております。小中学校に、公園に行き、それをきっかけで生徒らにも島の海をみんなで守りたい意識を芽生えさせて、先ほどおっしゃったような拾い箱に絵を描いたり、町と一緒に、町も交えて拾い箱を作る、そういう作業ができてきております。その作業を実際に観光客の方が来られたときに、その光景を見て、この問題、海の問題を町全体で考えているんだと。そうすることによって、観光客の方は一緒にごみを拾いたい、また、来年来たときに私もその活動に参加したいという声が多く上がってきているそうです。

実際、離島各自治体で、向き不向きがあると思います。設置に最適なタイミングも地域によって違うので、やみくもに安易に広げないように慎重に進めなければいけません、そもそもこういう文化はじっくり時間をかけてつくるものだと思っておりますので、ここはしっかり検討していただき、大人だけではなく、子供の考える、体験する、学ぶ、この三つをしっかりと取り組んでいき、次につながる活動をしていただきたいです。

それでは、本日最後の質問に移ります。

学校教育「総合的な学習の時間」や「探求の時間」との協働。「海ごみ」という地域課題を教育資源にできると考えております。自然と人間の共生、学びと地域創生など、小さな行動から地域社会に変化を生んでいく体験などは学生の励みになると考えますが、見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

御指摘の海ごみという身近な課題を通して環境問題を考えたり、あるいは地域社会の在り方を学んだりするという事は意義のあることであり、趣旨も理解いたします。これまでも学校教育においては、ごみ問題などを含めた様々な事象を通じた環境教育や地域素材を生かした郷土教育を総合的な学習の時間を中心に展開しており、海洋ごみに関わる取組や学習についても実施している事例も見られます。また、道徳教育や小さな親切運動などにおいても、環境保全、今ありました環境保全の大切さや、自ら進んで行動することの必要性などを考える学習も実施しているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

教育長、例えばなんですけど、現在でも、道徳の時間であったり、探求の時間、総合的な学習の時間でそういう学びを提供していると思うんですが、このような成功事例を作っている団体であったり、講師の先生をお呼びして、学校等で講演を行うということも可能になってくる

と思います。もし予算等で難しい場合は、この本町でも活動されている、一生懸命毎日毎日活動されている方々もいますので、まずは身近にいる、実際に本町で活動されている方々のまずは意見、考えを聞いて、子供たち、学生たちが、島について問題意識を持つことが少しずつできてくれば、先ほどから私が何回も申し上げているように、まずは島に誇りを持てる、そして、一度島を出てもまた帰ってくる、帰ってきた島をどうにかしてよくしていくという、いい循環が生まれてくるとと思いますので、いろんな視点から、本町であれば海のごみ問題も非常に問題なので、そこもしっかり教育現場で伝えていける、学ぶ、体験するをつくっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

先ほど大きな視点での環境保全等に関する教育に関わる見解ということでしたので、私もやや大きな視点でお答え申し上げましたけれども、例えば具体的に、今現在、本町の学校で取り組んでいる事例としては、昨年度、小学校6年生の家庭科の地域とのつながりの授業で、海洋ごみの学習の一環として、スギラビーチの清掃活動を行った事例もございます。また、中学校においても、総合的な学習の時間の調べ学習で海洋プラスチックごみについて調べて発表したグループもありました。聞くところでは喜界高校でもボランティア活動によるごみ拾いを行って意識高揚を図っていると聞いております。

また、予算的なものについては、総合的な学習の時間でそういう外部講師を呼ぶ予算は予算化してございます。また、今後、本町においてジオパーク認定に向けた取組がスタートし、各学校でもジオパーク教育の一環として、喜界島サンゴ礁科学研究所と連携した学習を取り入れる計画を進めております。そこも予算化してございます。

その中でも、何らかの形で海洋ごみに関わる学習機会があるのではないかなというふうに考えておりますので、御指摘のようなそういった取組を進めていきながらまた、子供たちの意識高揚を図っていきたいと思っております。また、最終的には、先ほど子供のごみ捨てるの件も出ましたけれども、子供たちの実践行動につなげていけたらなというふうに思っております。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

教育長が今おっしゃったように継続的に、一過性ではなくて、より学びの量を増やしていただきたいと思っております。本町もジオパーク認定に向けて、そして、日本一美しい村連合、そして、サンゴ礁研究所もこの本町にもあります。数多く、このようなすばらしいものがある。一部だけで頑張るのではなくて、町全体でしっかり取り組んでいくというものは、教育現場でもそうです。行政でもそうです。

全体を含めて、皆さんで周知していくことが重要になってくるとと思いますので、今後も私も含めて、一緒にこの問題については考えていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで土岐和貴君の一般質問を終わります。

続いて、サンゴ留学事業についてほか1件、野間弘也君の発言を許可します。

野間弘也君。

[野間弘也君登壇]

○7番（野間弘也君）

よろしくお願ひいたします。

コロナ禍の影響で、縮小、規制がかかっていた行事イベントも規制がなく、開催されてきていると思っております。喜界町夏祭りにおかれましては、台風の影響で延期となりましたが、これだけ大きい祭りを延期するのは大変だったと、何か、町当局、商工会、そして関係者の皆様の御尽力のおかげで、ほぼ全ての日程を延期した形で行っていただきました。本当にうれしく思います。この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

その中、先日、喜界高校の体育祭が開催されました。卒業以来なかなか喜界高校の体育祭というのに参加、拝見をしたことはあまりなかったんですけども、今回久々に見せていただきまして、高校生から出るエネルギーと活気で、非常に力をいただいたところでございます。

その中に、サンゴ留學生の生徒の方々も一生懸命頑張っておられまして、顔つきを見ると、島んちゅ様子というか、少しこんがり焼けた顔で、非常に喜界島にも、そして仲間とも打ち解けて取り組んでいるんじゃないかなというふうに感じたところでした。

そのサンゴ留学事業について質問させていただきます。

本年度から始まりましたサンゴ留学事業、生徒の受入れが始まっております。寮生6名、そのほか1名、計7名の生徒が島外から入学してくれたと聞いております。人気が高く、希望者も多かったと聞いております。島外からの交流人口、そして定住者増加につながる取組として非常に期待するところでございます。喜界島の魅力でありますサンゴ礁を生かした事業で、事業の発展、継続のために、今後取り組みたいと思います。

そのためには町全体で、町民の方、また民間企業の方々の協力も得ながら取り組む必要があると考えているところでございます。事業が始まったばかりであります、現状の課題等についてお聞きします。

①、お伺いします。受入れに当たっての課題問題点について、学校やサンゴ研究所の連携などについて伺います。

お願ひいたします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

野間議員の受入れに当たっての課題、問題点についての御質問にお答えいたします。

本年4月より6名の留學生を受け入れ、サンゴ留学事業をスタートいたしました。学校やサンゴ礁科学研究所との連携につきましては、配置しておりますコーディネーターを中心に随時行っているところでございます。また、役場、高校、中学校、サンゴ礁科学研究所との連絡協議会を年3回ほど開催し、連携及び情報共有を図っているところでございます。

なお、日常生活を過ごす上で発生した様々な問題点などは、その都度、臨機応変に対応し、寮のルールやスケジュールの見直しを行い、改善を図っているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

連絡協議会を3回開きながら情報を共有しているということで安心いたしました。

また、似たようなところではありますが、②の質問に移ります。受入れ後の寮生活、寮運営等での課題について、あればお伺いいたします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

受入れ後の課題についての御質問にお答えいたします。

まず、コーディネーターの勤務時間と寮生の生活時間のずれによる対話不足、それから感染症の際などの対応が課題となっております。

ただし、そこにつきましても、先ほど同様でございますけども、その都度見直しを行いつつ対応しているところでございます。今後は、生活面や地域の方とのつながりをサポートする係、それから学校、サンゴ礁科学研究所との連携をサポートする係、生徒募集に携わる係と、3人体制での事業実施ができれば、より円滑な寮運営ができるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

思春期の高校生を受け入れるという非常に大変なことがあると思っております。その中で寮生活というのは非常に大変だと思います。そうですね、やはり未成年ということになりますので、保護者の監視も必要ということでコーディネーターの方に頑張ってもらっていると思います。やはり、24時間ということになりますと本当に大変だと思います。そこでやっぱり人員、これが必要になってくると思います。本当に行政だけでなく、町民の力というのも、町民の方々の力を何とかいただきながら、みんなで盛り上げればなと思っております。また、課題等共有しながら取り組んでいければなと思っております。

その中で始まりましたが、今後のサンゴ留学生の受入れの目標者数についてどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

受入れ目標者数という御質問にお答えいたします。

まず、御承知のとおり、当初3人の受入れを計画しておりましたが、予想をはるかに上回る

応募がありました。実際に受け入れる高校、それからサンゴ礁科学研究所との協議、あと保護者及び本人による確約をいただいた上で、本年度6人を受け入れることといたしました。

今後の受け入れにつきましては、先ほど申し上げました連絡協議会にて、寮の規模、それから受入れ体制等について協議し、決定することとなります。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

できれば多くの子供たちに喜界町にお越しいただきたいという現実があって、受入れの体制、寮の問題があります。

先日、新聞記事に発表がありました。来年度の喜界高校生の入学希望者数というのがありました。それが、普通科定員40名に対して希望者が19名、商業科が40名に対して、これも同様の数の19名という記載がありました。昨年度がたしか、普通科27名、商業科が19名というふうに把握しています。定員が40名ということなので、各科21名は枠があるという考え方なんですけども、できればそれに近づけられるように、サンゴ留学生を受け入れればなというふうに思っております。

お伺いしたところ、これからなかなか喜界町での、喜界の子供たちの高校進学の数、出生数の減少の中で増えることはなかなか難しい傾向にあると聞いています。そうだと思います。なので、島外からの方に、エネルギーを持った15歳から18歳までの子供たちが来島していただければ、喜界町にはすごく大きなことだと思いますので、また協議を進めながら、なるべく多くの生徒を受け入れたいと思っておりますが、協力しながら取り組んでいけたらと思っております。

これ、よくよく考えてみましたら、寮を一つ造って、毎年6人来られるわけじゃなくて、1学年、2学年、3学年とある。ああ、そうだなと、ちょっと考えれば分かることに私自身も考えが及ばなくて、寮がまだないと、学年ごとに受け入れることができないという状況にあるので、これを本当に町長おっしゃるマンパワーでやっていかないと、なかなか行政だけの力では難しいなと思っておりますので、ぜひこういう場で発表、議論させていただいて、多くの力をいただけるようにしていけたらと思っております。また今後もよろしくお願いたします。

その中で課題となっております(2)に移ります。今後の受入れ者数増加に向けた新たな寮整備等を検討するというふうにおっしゃってございましたが、今回の補正予算でも寮整備に向けた予算が計上されておりますが、現状についてお伺いしたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

寮整備の現状についての御質問にお答えいたします。

まず、今、野間議員がおっしゃったとおり、一棟一棟寮を建設するというのも非効率であり、管理の面でもコストがかかるということで、今回1棟をいわゆる3か年間、全てのサンゴ留学生を管理できるような体制の寮を整備したいというふうに考えているところでございます。今年度は旧前川医院、そちらの解体撤去を行いまして設計を行います。建設につきましては、

来年度以降の新たな事業というふうな形で予定をしているところでございます。

建設に当たりましては事前に視察等を実施を行いまして、他自治体の施設を参考にし、寮としてのみの利用ではなく、例えば地元の学生である高校生との交流ができるような、多目的な交流施設としても計画をしまいたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

難しい課題の中で御尽力されているところだと思います。その中で来年度以降の建設ということになりますが、そうすると来年度の受入れ生徒数に関しては、今、寮がない状態というふうな考え方でいいのか、それとも別な空き家等々を活用して受け入れる方向で考えているのか、そちらをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

今の御質問にお答えします。

来年度、令和6年度の産業留学生につきましては、仮の住まいという形で、今、湾のほうの1件と坂嶺のほうの1件、一応今2件を確保しているところでございます。そちらのほうを寮として使用させていただき、それをしながら、新しい寮建設ができ次第、完成次第、寮のほうに移動してもらうというふうな計画を持っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

ありがとうございます。いろんなアイデアを出しながら御尽力いただいて、来年度も仮という形でも受け入れる体制をとっていただいて、ぜひ人気があり、需要があるところでございますので、また前向きにどんどん進めるように頑張っていけたらと思います。また情報共有させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

次に、（2）ですけれども、職員の意欲向上に向けた取組について質問いたします。語弊がないように、誤解がないように、決して批判しているわけじゃなくて、やっぱり喜界町の軸であります行政の職員の方々が活気があると、もっともっと喜界町がよくなるという思いで質問させていただきますので御理解いただきたいと思います。

これまで行財政改革を行い、職員数を減らしてきた状況であると思います。現在はチーム制を導入し業務に取り組んでおられます。減少、縮小でのメリットはもちろんあったと考えておりますが、昨今ではコロナ対応や多種多様な業務を地方自治体職員が行ってきているというふうに聞いております。住民サービスの向上に向けては、職員の方々が意欲を持って働いていくことが町民の方への活力にもなると思います。そのために、職員数の在り方、職員配置につい

て、また改めて検討する必要があるというふうに考えておりますが、現状と今後の方針について伺います。

①です。現在の状況で業務が円滑に進められているか、特にチーム制の状況について、導入について、状況について伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

野間議員の意図は十分に理解をしているつもりでございます。円滑に進められているかどうか、チーム制の状況についてですが、御案内のとおり、導入から3年経過をいたしました。チーム制については、その都度、職員の意見を聞きながら段階的な検証も行っています。役場の業務につきましては基本的にルールに従って行っていますので、形が変わっても町民目線で業務に取り組むという基本スタンスさえ変わらなければ、大きく変わるものではないと思っております。また、実際、職員個々の取組姿勢も重要ですので、職員もその都度、臨機応変に対応させていただいているところだと思っております。

そういったことも含めて、チーム制にこだわらず、チーム制のいいところは生かしながら、また見直すべきところは見直しをしながら、柔軟な対応を心がけていきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

チーム制が始まって3年、いろいろと見えてくるところもありますけども、こうやってチーム制を導入して新たな取組をしていかないと、また発展もありませんし、そして今回見直していただいて、課長のほうからありましたけども、いいところを残して、また改善していくという形で円滑に進んでいっていただきたいというふうに思います。

やはり業務が多くなってくると、いらいらしたり、すごく自分自身の心の管理も大変なってくると思います。そうなるコミュニケーションというのが取れなくなってきた、また、そういう影響がどんどんどんどん波及してしまうという形になり得ると思っております。私も農業しながら、繁忙期はやはり家族内でもぎすぎすしてきますので、やっぱりそういうところは絶対職場ではあると思います。なるべくそういうところを改善していけるように、いろんな形で対応していただきたいと思っております。

その中で、②の質問に行きます。今後の職員数の在り方について、これまで減少、縮小という形を聞きましたが、現状を考えた上で今後どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今後の職員数の在り方についてでございます。議員御案内のとおり、いろいろ案件、国の制度改正、それからコロナ対応などもいろいろイレギュラーな案件等で一部職員に負担がかかっていることも認識しております。それからまた、定年延長制が導入されます。職員の定年が

延びる中で、これまでどおり新たな人材の確保も必要でございます。定員管理につきましては現在、令和2年度から11年度にかけての第6次喜界町定員管理適正化計画の中で動いているところでございます。中間年に当たります来年度に見直しを予定しております。

今御案内のとおりでございますが、地方自治体取り巻く状況も環境も変わってきていますので、計画ではこれまでの行革の流れへの考え方にとらわれない、また、実態に即した、職員に無理のない柔軟な対応を考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

本当に時代が変わるということで解決しちやいけないかもしれませんが、いろいろと変化してくる中で、自治体の在り方というのもすごく変わってきていると思います。私たち議員の在り方もすごく変わってきていると思います。その中で、ここにいらっしゃる皆様、軸の皆様です。その方々で方針を、しっかり状況を把握しながら新たな形をまたつくって、よりよい方向に向けていけたらと思っております。

そんな中で、働きやすい環境づくりの中で③の質問をさせていただきます。やはり庁舎内の環境というのは非常に大事になってくると思います。その中で、庁舎内の環境整備や、最近言われております産後・育児休暇の取得をなるべくできるようにという国の方針もあります。そういったところを取得できやすい働きやすい環境づくりをどのように行っていくのか伺いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

議員おっしゃるように、職場の働きやすい環境については日頃から配慮をしているつもりでございます。ハード面だけではなく、庁舎内の雰囲気づくりに努め、職員組合とも意見交換を行いながら、職員の視点に立って改善できるところは改善をできています。また、業務面以外でのサポート体制、いろいろ、こころ機構とか、そういった相談窓口とか、そういった充実も図っております。今後もいろんな方向性から進めていく考えでございます。それから、産休、育休、またその他の休暇の取得についても取得しやすいよう、職場でのコミュニケーションの重要性を念頭に、我々管理職をはじめ、職員おのおのが配慮できるような職場環境を目指していきたいと思っております。

また、以前、議員から提案があったBGMでございます。今ユーチューブ流しておりますけれども、それについても、町民の方々からも好意的に受け止めていただいております。また、特に業務に支障もございませんでしたので、今後もそういった、スペースの有効活用も含めて形にとらわれず、職員が働きやすい環境、職場、それから町民の皆さんが訪れやすい庁舎を目指していけたらと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

課長、ありがとうございます。働きやすい環境、今、他の自治体でもカフェを併設したりとか、いろいろと出てきております。なかなか町民の方の理解をどう得るかというところもあると思いますが、やっぱり町民の方々も利用していただいて、庁舎に来てもらって、いろいろ意見交換をしながらコミュニケーションを図れる、そういった庁舎にできたらなというふうに思っております。これからどんどん変わってくると思いますので、アンテナを張りながら、ぜひBGMを庁舎全体に行き渡るように、町長、検討していただけたらと思います。僕は、雰囲気が大分変わってくるんじゃないかなというふうに思っております。島唄や、島の出身者の歌手の方の歌とか、いろいろいい材料があると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

ちょっと戻りますが、職員数についてですけども、なかなか、これはもう人口減少の中で役場を希望される方も少なくなってきたようにも思っております。その中で、ちょっと熊本市役所の取組、これ少し前の記事で読んだんですけども、熊本市役所の市長さんが、民間企業が行っている、大学生が就職したい企業ランキングとかというのがあって、その中でトヨタ自動車、やはり大きい事業者が名前が出てくると。そういったところの中に、あそこに就職したいランキングで熊本市を目指すんだとかというような取組をしているというふうに聞いております。行政組織でなかなかそういったのに入ってくるのは難しいかもしれませんが、何かそういった魅力ある行政というのをちょっと発想を変えて考えていっていただきたいなと思ったりもします。

それと、役場職員の方々がどれだけ地域に与える影響が大きいかということをお話されているのが、テレビ番組の「プロフェッショナル」という番組を皆さん御存じだと思いますが、その中でスーパー公務員として紹介され、出演されました寺本英仁さんという方の講演会の内容をちょっと読ませていただいたんですが、公務員はタレントですよ。それはちょっと誤解をする方もいるかもしれませんが、役場人生を歩む中で、定時の業務だけではなく、喜界町の職員の方々もそうだと思うんですが、PTA活動、集落の役員など、喜界町だと部活だったりスポーツ少年団の監督、指導に携わっている方もいらっしゃると思います。そういった業務を地域の中でこなしていくことが求められていると。そういった意味では、喜界町の場合は喜界町のタレントですよというふうに思っているというふうな話が、本人も公務員を経験しながら、そういう話をされております。

また、首長、議員というのは4年で選挙を迎えるため、どうしてもそのスパンで政策を考えるというのは致し方ないと。でも、地方公務員の方々に関しては、20年、30年、長い方では40年、同じ職場で働く。そういった意味では、地方公務員を元気にする、そういったことが日本の地方を元気にするというお話をされて、なるほどなというふうにちょっと考えました。

私自身、役場職員ではないのにこういった偉そうなことを言ったら大変申し訳ないかもしれませんが、やっぱり地域の方々の軸となる行政でありますので、活気のある行政をつくっていただけたらというふうに思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで野間弘也君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

空港臨海公園内のスギラビーチ側の駐車スペースの拡大についてほか1件、米田信也君の発言を許可します。

米田信也君。

[米田信也君登壇]

○2番（米田信也君）

それでは、皆さん、こんにちは。

午後一番で質問させていただき佐手久集落、米田信也と申します。

私のほうからは2件、質問させてもらいたいと思います。

まず最初に、空港臨海公園内のスギラビーチ側の駐車スペースの拡大についてということで、（1）で、現在、臨海公園内ステージ側及びグランドゴルフコース側は駐車スペースが確保されているが、ビーチ側については駐車スペースがなく、路上駐車を余儀なくされる方が多いです。

令和6年度には、ジオパーク指定を目指す本町としては、観光スポットとしてのスギラを整備しなければならないと考えております。

また、今年度からバスがスギラビーチ沿いを運行することにより、スギラバス停を利用するお客さんも、この5か月で74名、町民、観光客に利用されています。

しかし、道路幅が狭く、路上駐車のあるときなどは、行き違いのために停車しなくてはならず、また、夏休み時期など子供たちの飛び出しもあり、大変危険な状態にあります。

資料を御覧いただきたいんですけども、こちらの資料、奥のほうに見えます、右下なんですけど、奥のほうに見えます。

ステージ側の駐車場は、真っすぐ前に駐車できるように確保されていますが、ビーチ側は駐車スペースがなく、路上駐車、一番上の右のほうです。このような路上駐車をされる方が多く、バス運行するときにバス、もしくは普通車との離合がなかなかできず、大変危険な状態があるというふうにお伺いします。

このときに関しまして、ステージ側の駐車スペースから真っすぐロープを引っ張れば、駐車スペースがビーチ側までできるのではないかと思います。

このことに関して町の見解をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

米田議員のスギラビーチ側への駐車スペース拡大についての御質問にお答えいたします。

まず、御承知のとおり、ビーチ側は台風のために砂があるような状況でございまして、空港臨海公園の整備当初より、そちらのほうへの駐車場は想定してないというのが状況でございます。

確かに今回、米田議員のほうから参考資料として御提示いただきましたので、こういったことも参考にいたしまして、今後、事故防止の観点を最重点に置きながら既存の駐車場スペースと、あと空港側、滑走路側、そちらのほうの駐車に対応していきたいというふうに考えているところでございますけども、この提案を受けまして、再度こちらのほうで協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

私のほうも空港側のスペースの駐車というのも考えたんですけども、この場合はやはりバス等が通るときに道路を渡らないといけないというふうなこともありまして、飛び出し等、車がとまっていれば飛び出し等々もあって、やはり危険であると。やはりビーチ側に駐車場があることによって通る道路をまたがずにビーチに行けるということもありますので、この辺はぜひ検討していただきたいとともに、今回、砂が上に上がるということは、もうこれはもうずっと昔からのことで、ビーチの中に毎回毎年入れていただくんですけども、なかなか9月もしくは8月終わりぐらいになると、その下のビーチの中のサンゴ礁等出てきて、どうしてもこの砂がそこで確保できないという現状もありますので、その辺も踏まえて駐車場の管理ができるようであれば、ぜひお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

二つ目の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問は観光大使についてなんですけれども、現在、喜界島観光大使は松井美緒さん一人ということになっております。これは、令和3年4月1日に施行されました喜界島観光大使設置要綱により任命されたとお聞きしています。

広島県は、観光大使を1,000人にしようというのがホームページで出ていました。1,000人には数か月で達しまして、今は100万人観光大使というのを目指していると、プロジェクトとしてやっているんですけども。そこまで行く必要はないと思うんですが、先ほど町長が言われたように、町長トップセールスということと、PR動画によって喜界島の観光等を物産も当然そうなんですけれども、PRするというのを言われていました。

そのことを踏まえまして、さらなる観光客の獲得等に向けた、取組に向けた、観光大使を増やして、さらにPR活動をしてもらうという考えはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

米田議員の今後の観光大使をしていく考えはあるかという御質問にお答えいたします。

御承知のとおり松井美緒さんが観光大使に就任いたしまして、約2年になります。

新型コロナ感染症の影響でイベントが開催されない中、観光大使としての職務や島内における大使の紹介等、思うように行えていないのが現状でございます。

昨年度、ようやく東京にて開催されました喜界島フェアに御参加をいただきまして、トークショーや試飲用のお茶の提供、本町の魅力発信に御尽力いただいたのが初めてのケースでございます。

今年に入りまして、開催されました喜界島マラソン、そちらのほうでスターター役といたしまして担っていただきました。それとプラス町民の皆様と一緒に沿道にて、ランナーへの声援を送っていただいたというような形で、ようやく大使の活動が本格的に開始をされてきたところでございますので、まずはその活動基盤をしっかりと固めた上で、次なる大使、先ほど米田議員のほうから1,000人とかありましたけども、ちょっとそこまでの規模は私どもは想定をしてないんですけども、そういった形で町のPR活動に資するのであれば、そういったところも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

まだ3年、令和の3年から施行された喜界島観光大使でありますので、ちょうどコロナ禍ということもありまして、なかなか活動はできなかったんだろうなと思います。

ただ、もうコロナに前になるから、実を言いますとこの観光対象要綱がない頃から、私のほうに鹿児島で音楽活動している結構有名な方であったりとか、東京で活動されている有名な方、結構ライブであったりとかトークショーであったりとかで来られる方が観光大使になれないかという話が実は昔からありまして、相談がある中でちょっと町にもお話ししたんですけども、この要綱もなかったの、なかなか観光大使としてということはなかったと思うんですけども、この要綱もできましたので、松井さんの活躍をまた踏まえた上で、ぜひ多数の観光大使の方に活躍していただけるように大使の任命をしていただければと思いますので、この辺のほど、またよろしくお願いします。

私からの一般質問はこれにて終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで、米田信也君の一般質問を終わります。

続いて、早朝船便利用者の交通手段についてはか4件、生島常範君の発言を許可します。

生島常範君。

[生島常範君登壇]

○3番（生島常範君）

町民の皆様、議場の皆様、うがみんせいら。お疲れさまでございます。無所属1期目、生島

常範でございます。

今回も、今まで取り上げた議題及び最近、町民からいただいた内容をお届けするために一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初にですけども、早朝船便利用者の交通手段についてでございます。

この問題も以前から取り上げておりますけども、天候不良などで早朝のフェリー入港の場所が変更になった際の移動が島内のタクシーでは対応できなくなってしまいました。これから、天候不良が続く冬場を迎えます。

令和3年の3月議会で、入港地変更に対する観光客の困惑の事例や、湾港に車をとめてフェリーを利用した町内の御夫婦が、帰りは早町に入港し、大変困った事例などを紹介いたしました。

その際の答弁は、令和3年度に喜界町地域公共交通会議を設置し、今後の方針等を検討していくということでした。

最近ですけども、今年6月、台風が接近しまして、その影響で天候不良になりまして、入港地が分からないことがありました。そのとき、来島中の外国の方から、港が変更になったときはどのように移動すればいいのですかと聞かれました。そのときに私は答えられなかった。そういった苦い思い出があります。

そして、つい先日、先週ですけども、島外から島に来ている方のお友達が、また喜界島に行きたいということで、しかも鹿児島から船で喜界島に行きたいと言っている。

そこで、お友達の方も私自身も交通手段がないので、迎えに行けない。朝早く入港した後、タクシーが使える8時まで移動手段がないが、休憩しながら時間を潰すところはありますかと聞かれたときに、私はとっさに港にある待合所が使えますよと。電気もついているし、水もトイレもあります。テレビもありますよというふうに答えてしまいました。

しかし、その後、初めて喜界島に来るという方、しかも鹿児島から11時間もの長い船旅で、夜明け前に着いた方に対して、午前8時まで待合所で待っていただくしかない島なのかとちょっと情けない、非常に申し訳ない気持ちになったことがありました。このように多くの町民、来島者が困っております、皆さんのところにも届いていると思います。

そこで、質問ですけども、これ何回も取り上げていますけども、昨年6月議会では、町民の関心の高い早朝フェリー送迎問題は早く改善したいとのことでした。例も挙げましたけども、町民だけでなく、来島者も大変困っております。喜界島のイメージダウンにもなっております。

いつ頃、どういう改善策が実現可能なのか、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

生島議員の早朝船便利用者の交通手段についての御質問にお答えいたします。

まず、船便を御利用される皆様に不便を来しているということについては重々承知しておりまして、大変申し訳なく思っているところでございますけども、議会の場でもこういった議論をするということで、こういうふうに喜界町の地域公共交通会議なるものを立ち上げておりま

す。

これまでの答弁の繰り返しになりますけれども、この公共交通会議は道路運送法に基づく会議でございます。ですので、この場で未決事項について、この議場で私のほうがお答えするという事は差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

また、なお、決定事項、また、会議録等につきましては町のホームページで随時お知らせしてございますので、そちらのほうを御参照いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

協議会を立ち上げて検討しているということで、これは重々承知しております。しかし、もう既に2年ぐらいたっております。

ですから、目途はたちそうなんですか、いつ頃できそうなんですかって、その辺はまだ答えられませんか。

いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

答弁は、課長のほうからお伝えしたとおりの現状でございます。

議員がおっしゃるように、喜界島は本当に大変情けない島でイメージダウンになったということで、私どもからは重々におわびを申し上げたいと思っております。

できるだけ早く解決するようという事で会議等を行っておるんですが、これは別に言い訳ではないんですが、日本は全国的にその運転手不足ということで、国のほうでもライドシェアとか、カーシェアリングですか、そういった制度の改正等も含めて、そういった公共交通関係のほうにも取り組んでおりますので。でも、喜界島は喜界町としての今、話し合いをやっておりますので、今、課長が申しましたように、公開できるときには皆さんのほうにもお伝えしたいと思いますが、とにかく私のほうからは、現状をまずおわび申し上げたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

その気持ちはもう我々議員も同じ、町民の皆さん同じだと思います。せつかく来てくださる方、はるばる外国からも来てくださる方々にそういう思いをさせてしまうということを本当に申し訳ないなという気持ちを町民みんなで共有していただきたいと思っております。そのために、私も何度も取り上げております。

もちろんこの場で結論を伺うことは難しいということは重々承知をしております。ただ、何回も申し上げますけれども、これから、海がしける冬場を迎えます。そのこのところ、十分に理解

していただいて、大変難しい交渉内容になっているかもしれませんが、町民にとっては、どんな形であれ、24時間公共交通が機能しているという状態になれば、もうそれで満足、いいわけですから、そういう形にするように、ぜひ全力を尽くして、スピード感を持って対応していただければと思っております。

この問題は、またいい結果が聞けるように楽しみに待っていますので、よろしく願いいたします。

また、町民に対してもその進捗状況など、できる範囲でいいですので、公表、公開していただければ、もしくはこういった形で進んでいますよというふうに説明していただければと思いますので、よろしく願います。

続きまして、この問題も今回3回目に取り上げる問題なんですけども、潮位計設置の件でございます。

令和4年の3月議会で提案した潮位計設置の件でございます。

地震発生の場所次第では、津波到達が最も早いと思われる喜界島東側の早町港に潮位計設置を、昨年からのこの定例会場で2度も要望しております。

町長の答弁は、市町村会や国とともに、気象庁に対して設置要望をしたいと。さらに、令和4年12月、昨年の12月議会では、まだ国に要望はしていないが、これは徳之島、沖永良部、与論島も必要という共通認識を持って国に要望したいという、より具体的な答弁がございました。実は町民からも早期設置を望む声が絶えません。つい最近もありました。ぜひ聞いてくれということでしたので、今回も再度3回目取り上げたいと思います。

その後の進捗状況を教えていただければと思います。よろしく願います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

自席のほうで答弁させていただきます。

議員から2度、令和4年の第1回と3回にこの問題を取り上げていただきまして、そのとき私のほうも職員のときに、平成7年度の喜界島沖地震のときの津波の襲来の経験があったものですから、喜界島にもそういった潮位計等があれば助かるのかな、いいのかなという思いで、ぜひ私のほうも国のほうに要望はいたしたいというふうに答弁させていただきましたが、これを要望するに当たって、いろいろ調べたりして、気象庁、それから海上保安庁ですか、それからもう1か所ありますけども、本当にそういった要望でつけられるものなのかということも、いろいろこちらでも学習しなきゃいけないということで、見るにつけてなかなか津波だけのことに関して、これを設置するのは、本当に要望としては難しいのかなと、だんだんだんだん自分も自信がなくなってきたところでございます。

そういうことで、今現在、御報告できるような進捗は、今、至っていないところがございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

再度お伺いしますけど、要望をまだしてないということでもよろしかったですかね。

あと、徳之島、沖永良部、与論島とも必要という共通認識を持っていらっしゃるということですので、一緒になって国に要望したいということでしたけども、徳之島、沖永良部、与論島の方々が三島の皆さんとは、町長さんたちはお話することはあるんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

先ほどちょっと触れましたけれども、まだ、ほかの郡内の首長とも、そういった話にはまだ及んでおりません。

前日も答弁の中にあっただんですが、緊急的な要望等がかなり山積しておりますので、雑談的にはこういった話もしようかなと思うんですけども、それにつけても、こういった国への要望となりますと、その目的、必要性、緊急性、そういったものをいろいろ調べるにつけて、これはちょっとこちらのほうで、喜界島のほうにだけつけてもらうというのも、果たして可能性があるのかなということのをいろいろと調べている段階でございます、要望には至っておりません。

そのときにも議員の皆さんにもできたら一緒にとということでお話をして、先輩の議員さんにもお話しするというのが議員がおっしゃいましたけれども、それも進んでいるのかどうか、多分難しいんじゃないかと思っております。

自分でも要望すると言いながらこういう言い訳したくないんですが、いろいろと、海保とか気象庁、国土地理院、ほかの自治体もつけているところがありますけども、これには設置する目的、理由というのがあります、果たして、本町は何を目的にこうして要望するのか。やはりそれは重々考えて、調べて、文書に上げてなきやいけないということになりますので、そのとき今ちょっと躊躇しているというのが現状でございます。

御理解いただきたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

町長の御答弁を受けて、議会の答弁を受けて、その状況を見ながら、私はちょっと実は樂觀していたところがありまして、いい答えが返ってくるだろうと思っていたものですから、ちょっとがっかりしておりましたが、非常に、そういう状況でしたら、私も全員協議会の中でも取り上げてもらって、ほかの他の議員と共有してこの問題どうなのかということを実際にちょっと検討してみたいと思います。そして一緒になって取り組んでいければと思っています。

確かに、喜界島は東側にありますけども、さらにまた、東側には日本の国土はありますので、小笠原諸島、南鳥島町などありますけども、そういうところにも多分その潮位計などがあると思います。

しかし、私が想定していたのは、明治44年に発生した喜界島沖大地震でございます。それは、かなり昔のことです。100年ぐらい前ですので、専門家の方々の中では、これはプレートの境

界線上にあるプレート境界型の地震であった可能性が大きいという見方もございますので、そうなった場合、喜界島のすぐ隣にプレート境界がありますので、喜界島に設置するのが一番いいんじゃないかという気も……。もし、そのうち喜界島沖で発生した場合ですね。ですから、そういった地元の考えで考えるところもありますので、その辺ところも踏まえて、ちょっと議員間でも協議して、執行部さんと一緒になって検討して、文書にして申請ができるような形になればいいなと思っていますので、これ引き続きちょっとそんなふうにしていきたいと思いますけど、町長、いかがでしょうか、一緒になって考えていくことでよろしいでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

議員、大変申し訳ないんですけども、今その地震計とか、潮位計とか、あれなんですけど、それをそのデータ等を基にしていろんな計算をして津波が発生して、それが何時間後到達するとか、これも気象庁の専門的な仕事でありまして、本町でどうのこうのと、ここで必要とか必要でないかというような議論もまず、これはもうできないことかと思っておりますので、これは別の場所でそういったことをしていただきたい。

ただ、今言うように、緊急的に、ぜひ必要だという目的、そういった必要性、これを論破できるような文書がなければいけないのかと思っておりますので、ちょっと緊急的、遡及的には、私はちょっと無理かと。申し訳ないんですけども、ちょっと結論を先に言わせていただきます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

分かりました。

じゃあ、また、私もここで町民の方にどういう説明していいか悩んでいますので、議員の中でちょっとまた協議したいと思っています。

この件は、ここで終わりにしたいと思っています。

それでは、引き続き、続きまして、3番目の課題に移ります。

相撲場についてでございます。

4年ぶりに開催された今年の夏祭りでしたけども、相撲大会は、子供たちから大人まで熱の入った取組や、新生児の土俵入りで大変な盛り上がりでした。

台風被害で、土俵がなくなってしまい、新しく購入したマットを体育館で使用して開催しました。

私も熱気むんむんの中で応援していましたが、出場した選手からも、この新しいマットは足元も滑らないので、練習にはとてもいいと。ただ、砂の外のマットの部分が短くて、すぐ、床の部分に体育館は床の部分になっているので、脳震盪を起こすのではないかという心配の声は何人から聞かれました。

日本の国技であると同時に、島内、どこの集落にも土俵があり、島遊びの奉納相撲として定着している土地柄です。そして、とても人気の相撲でございます。

喜界町総合振興計画にもある総合型運動公園計画の中に土俵施設というのはいつ頃整備でき

るんでしょうか、お伺いします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

御承知のように、かつての町の相撲場については、平成30年の台風の被害により撤去することになり、翌31年の夏祭り相撲大会は荒木集落の相撲場で実施いたしました。

その後、新型コロナウイルス感染症などの影響により実施できなかったため、今年は議員御指摘のように4年ぶりの相撲大会が行われたところでございます。

各集落の相撲場は、年によっては、旧盆などの集落行事と重なったり、屋根がないために天候に左右されたりすることなどから、新たな町の相撲場の整備を望む声も聞かれています。

今年の夏祭り相撲大会については、町相撲連盟と連携して、天候、気候等に左右されない室内土俵を活用することとし、財団法人日本相撲連盟の認定を受けている室内土俵を使って実施をしたところでございます。

その際、先ほど御指摘にあったように、室内の土俵は、子供たちには有効活用できるけれども、成人力士による相撲では、けがのおそれや踏張りがきかないのではないかとといったような課題や懸念の声も聞かれました。

御質問の新たな相撲場の整備に関わる総合型運動公園の計画については、長期的な視点、展望に立った構想であり、現段階では具体的な時期は示されておりません。

そこで、既存の集落の土俵や、先ほどの室内土俵を活用するには、それぞれの課題や問題点などもあることから、新たな町営相撲場の整備に関して、相撲連盟とも連携を図りながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

総合型運動公園の中の土俵施設というのは長期的な計画であって具体的な計画内容ではないというんですけども、この総合型運動公園の計画の中に、土俵施設は入っているんでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

計画の中に相撲場は入っておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、どの施設にしてもいつということは、まだありませんので、相撲場については最後のところで申し上げましたけれども、やっぱり必要性の高い、現段階で代替施設が難しいじゃないかということもあって、早期整備が可能かどうかは、また検討していくことになるかと思えます。

総合運動公園の計画とはもう別途、切り離してというか、そういった場所も含めて、また、関係者と相談しながら検討したいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

この総合型運動公園の計画とは切り離して、別途、場所も含めて検討するということでした。

ぜひ、今回の夏祭り相撲大会、大好評で熱気むんむんでしたので、どうかかけがえないような、安心して選手も相撲をとれるような、観客も安心して見れるような、そういった施設をできれば早く造ってほしいなと思っていますので、要望してこの問題は終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、4番目の問題に移ります。

「殉難供養塔」、「水天宮」、「七城跡」の景観維持についてでございます。

この問題に関しましては、3枚お手元に資料をお配りしております。

1枚目の資料は、すいません、これが中里にあります、殉難供養塔の資料でございます。

中里のタンニャミにある「巖部隊二番機殉難供養塔」は、町民に広く知られておらず、その管理は現在、御高齢の方が行っております。

道路表示板設置と、広く町民にその存在を伝え、町民参加型で持続可能な景観維持の仕組みをすることはできないかと思いますが、その件に関して見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

これは、この（1）の問いでよろしいですね。

議員がおっしゃいました中里・タンニャミの供養塔についてでございますが、これは戦後78年を迎え、当時建てられた慰霊碑等は関係者の高齢化で維持管理をする人がなくなりつつあるのが全国的な問題ではございますが、亡くなられた方々の慰霊と、それから、歴史を後世に伝え、恒久平和を願うためのモニュメントとして、慰霊碑等の存在は大変重要であると私も認識をしておるところでございます。

ただ、それをひとくくりにするのはいかがなものかと思ひまして、まず、建てられた方のその思いや、建てられた場所についても、また、それぞれ意味があるのではないかと考えております。これまで携わってこられた方々の管理、思いもあると思います。

そういったことから今回、具体的な、議員が挙げてこられました巖部隊二号機の殉難供養塔についても、維持管理につきましては、関係者の方々の意見をお聞きしまして、その方々の意見を尊重しながら、適正な関わり方を探っていきたくと考えております。

私もこの供養塔に関しましては、若い頃から存在は知っておりまして、立波にいくときとかです。

それともう一つ、中里の端っこにあります、あれはナガラ海岸というのかな、その辺の草刈り、これも自分でやった経験が何度かあります。この供養塔の周りもです。国立公園等になって、いろいろ植物等の採取とか伐採もいろいろ、手続とか必要になってきたりとか、ややこしくなっているんですが、その辺の草に隠れているような慰霊塔を見るにつけ、やはり悲しい気持ちがありますので、そういったものが念頭にありますけども、今言うような管理の仕方については、いわゆる管理等の意見等をお聞きして、進めていくべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

先ほどちょっと追加するのを忘れていますが、すいません、実はそれを管理している方にちょっと私もお会いしてきました。

建立のときに関わった方の息子さんが帰ってこられて管理しているということですが、その方ももう手が痛いとか腰が痛いとか、非常に大変な様子でございました。

できれば、何かうまく、いつも景観をきれいに維持ができるような、そんな仕組みができないかということをお本人も言っておりますので、これは当時のこの資料に書いてありますが、昭和62年5月16日に建ててはありますが、協賛喜界町役場、喜界町議会ともなっておりますので、そのときも協力をしますよという意味だったんだと思います。管理は、建てた方々が主にやってくさるだろうということであったと思いますけども、今、町長おっしゃったみたいに、遺族の方も高齢化して、家族の方も高齢化しているという状況もあります。

そうなってもこの慰霊碑はここに残るわけです。そして、今でもお子さん、お孫さんの方々が島に来られているということの記事もありますので、そのときに、かつて喜界島で働いていた方々、ここで殉難された方々、英霊が沖合200メートルのところに眠っているということですので、今を生きる我々も看過できないことではないかと思っておりますので、何とかできないかと私も思って取り上げた次第でございます。

ただ、これを行政だけで、金だけかけてやってもらうという、それだけで済ましてもいいというふうには私は考えておりません。この慰霊塔に関しては、実際、中里集落の方に至っても半分近くの方は知らないんじゃないかということを集落の方が言っておりました。それぐらい、あまり知られてないわけです。

ほかの島内の慰霊塔、慰霊碑、集落は町が管理したりして、おおむね環境整備が維持されていると私は思っております。

ただ、ここに関しては、そういった事情ですので、これをまず広く町民に伝えること、知ってもらうこと。広報や、いろんな手段で知っていただく、そして、そうすることによって、町民の中から一緒に取り組みたいと。これを藪の中に葬り去ってはいけないと。藪の中にはいけないという、そういった方々が出てくる可能性があります。そういった個人や団体が出てくるのが期待されます。

その旗振り役を行政にお願いできないかと、私はお願いしているわけ、お願いしたいと思っておりますけども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

大分質問の内容がほかのところへ行きつつあるんですけども、議員とか役場職員とか役場のほうにやってほしいというような要望が結構出てくる中で、今言われた、これは行政にだけやってもらいたいのではないというようなことをおっしゃいましたので、確かにそうだと思って

おります。

このことはこの慰霊塔だけのことではなくて、この戦争に関する慰霊碑は、小野津のほうにも八幡神社ですか、ところにもあります。これはもう集落で管理しているところもあります。今言う遺族会も今までやっていました。ここ、今度、次のほうに出てくる案件ですけども、そういったものを含めて、町はそういった大きな視点で捉えて、今、議員が言われたように、これを多く町民に知らしめて、それを自分たちで何とか管理していこうというふうな雰囲気作りをしないと、何がなんでも役場のほうで管理をせいというのも、またちょっと違っていくんじゃないかと、趣旨も違ってくると思いますので、その辺は自由に気持ちを受け止めて、今言うような、どういうふうにすればいいのかということをやっぱ念頭に置いておきたいと思っております。

すぐ答えが出ないんですが、申し訳ございません。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

質問の概要に書いていますけども、町民参加型で持続可能な景観維持の仕組みをつくることのできないかというのが具体的な内容を私は申し上げましたけども、そういうふうに全て行政に、役場に頼むというわけじゃなくて町民にも一緒になって取り組んでもらうという、そういった仕組みをしていただければと思っております。

個人的にはもっと、自衛隊の方とかとお話したら、ぜひ、一緒に取り組みたいという声もあります。私自身も実は、祖父とおじを亡くしていて、私の祖母も父も遺族会の正会員でした。そういったこともありますので、そんなことが分かった以上は、ぜひ一緒に取り組みたいと思っています。

ただ、一人ではできません。ですから、さっきみたいに、ちゃんとした持続可能な何というかな、仕組みができるまでの旗振り役を行政にお願いし、一緒にやってくれませんかという私の要望ですので、ぜひまた検討いただければと思います。

次に入ります。

2番目でございます。

この資料の2番目にあります。

水天宮に関してですけども、歴史的な文化遺産というこの表現は、これは故人となった地元の郷土史家の表現でございまして、私も同感なものですから、これを採用しました。

歴史的な文化遺産である水天宮の総本山とも言われている百の台水天宮でございます。

喜界町史に、戦前の一時期、町が主催して、全島民が集まって雨乞いの行事が行われていたとあります。

時代は変わっても、道案内の表示板の設置や、町民に呼びかけて定期的に景観維持できるような仕組みが必要でないかと思っておりますけども、これも先ほどと同じです。

これも、そういった町民参加型でできるような、そんな仕組みができないかということでございます。

それについてお伺いいたします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

水天宮ですね。議員がおっしゃる、水天宮の総本山と言われている歴史的、文化遺産であるかどうかは定かでは、私のほうではございませんが、何分、神様を祭っている施設でございますので、むやみに手を入れるのも気が引けるところでございます。

また、過去にこの現場を見ますと2020年6月現在なんですけど、施設を管理している水天宮管理人とおっしゃる方がいらっしゃるのではないかと思うんですけど、私も数日前、水天宮のほうへ行きましたら看板が立っておりまして、管理人という看板で、そこを荒らすなというような表現の看板等が建っていますので、管理人がいるということらしいんですけど、私はその辺存じてないんですけど、議員はそれを分かってらして町のほうに管理をというふうにおっしゃっておられるか分かりませんが、今言われますようにこの水天宮に関しては先ほど言いましたように、こういった施設に関しては、さらに同様なナイーブな側面もあります。

そういったことで、まず関係者、百之台の水天宮はどこが今まで管理していたのか、私も若い頃、経済課にいた頃、雨乞いとか、その辺の草刈り等に携わったこともございまして、そのときはどの集落か分からなかったんですけど、今は管理人がいるようなんですけど、その方の同意というか、話をされての御提案なのか、その辺もできれば、やっぱり反問とかいただくと、もし話せる範囲でよろしいかと思うんですけど、そういう形で水天宮に関しては、本町では、神社仏閣が、私の知る限り52か所ぐらいありまして、水天宮と呼ばれているのが3か所、百之台と小野津にもあります。あと、湾の水天宮、それから水上神社、水神社、これが5か所もあるんですよ。これは上嘉鉄、滝川、島中、西目、大朝戸、浦原、先山、これは集落のほうで管理もあるでしょうし、神官というのかな、そういった方の関係もあるんでしょうけども、そういった方たちがなくなってくると。これも全部、議員は役場のほうで、そういう形で持ってくるのかどうか。そういったものを、ごめんなさい、ちょっと言葉が悪かったです。そういった場所を役場のほうで管理するのが妥当かどうか、それも含めて御提案いただければと思っています。

よろしく申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

すいません。

町長、御存じかと思ったんで、ちょっと省略したんですけども、実は2010年の広報きかいに紹介がありまして、44年の長きにわたって水天宮の総本山を環境整備しているという方の紹介がありました。

西目の方なんですけども、その当時85歳でございます。この記事を読んだ方がまだ今やっぺらっしゃるということで、その方ももう80歳ぐらいということで、私も見に行っぺ、確かに集落から遠いものですから、なかなか集落の管理は及んでないなということで感じました。

さっき町長もおっしゃいましたように、水天宮というのは町内に3か所ありまして、ここのほかに湾と小野津にもありますけども、湾と小野津のほうは、皆さん御存じのように町のカレ

ンダーにもありますが、旧暦の6月5日の日に水天宮祭というふうな形でちゃんと神事をしたり、その前にはちゃんと集落で管理をしております。

湾のほうは、湾、中里、荒木。小野津のほうは、小野津、志戸桶、佐手久。ちゃんとしていてやっております。

ところが、この百之台のここは歴史的にも、この町誌にもありますように、すいません、一応、町誌ありますように、百之台という喜界島で一番高いところ、しかも昔はヒャーというのはその地域の代表というふうに言われていますので、ヒャーの台、ヒャーが集まるところというふうな意味がありますということで、そこに集まって雨乞いしたことですから、ここに表現しているように、その方が、お母さんから聞いたという表現なんですけど、水天宮の総本山ということで、百之台の水天宮を管理していたということでございます。そして細々と個人によって管理されてきたわけなんですけども、そういう今現在、そういった現状になっていることで、この問題は、これは看過できないというのが私の感覚で考えてございます。

同じように、もう少し町民にも知っていただいて、関心を持っていただく、そして、一緒に管理するような、ボランティアを募ってやるとか、そういったことができないものかなと思って提案をさせていただきました。

実は以前管理していた方の娘さんがいらっしゃいまして、その方にも聞いてみたんですけども、自分もなかなかできないと。おばあちゃんに聞いたら、昔から喜界島は水不足が深刻で、みんなが集まって、ここで火を炊いて、雨乞いの儀式をしてたところなんだよということを開かされてたと言っています。そういったところですので、ちゃんと道案内の表示板などもつけて、そして町民に関心を持っていただく、そういったことが最初の取りかかりじゃないかなと思っております。そういったことを一緒に考えていただけないかと。

これがまた、ジオパークを目指す喜界島にとっても、これは一つのポイントになると思いますので、この辺も含めて、昔の歴史、民俗も含めて、ちゃんと景観維持ができるような、そういった仕組みを一緒につくっていければと思っております。そういった点で私は提案をさせていただきますけども、町長、この説明でお分かりでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

どうも質問から離れてきているような気もするんですけども、今、議員がおっしゃるように、1件1件そういうふうにはばばらに持ってこられると、町としては、いかがなものかなとしかお答えしようがないんですね。

ただ、今、議員が言われたようにジオパークを目指している。ジオというのはこのサンゴであり、湧き水のところに人々が集まって文化の前だと。そういったものをひとくくりとして、そういった場所をちゃんと指定して、大事にしていこうというようなひとくくりで考えていくと、これは絶対入ってくる場所だとは思っております。

神様云々じゃなくても、今言われるように、百之台が、琉球時代この按司の中でのヒャーが集まって、いろんな会合、会議を行ったとか、そういったことも聞いたことはありますけども、そういったことも含めて、一つのひとくくりの中の御提案いただければこちらも答えやすかつ

たんですが、1件1件ですと、これはちょっと行政が入る分、部分じゃないですよとか、そういうふうに答えることしかできないんで、ちょっと私のほうも、これをまとめて、考えはありますけども、だから1件1件まだ答えを出してしまうと、お断りするしかないような気がしますので、これも申し訳ないんで、その辺も含めた質問していただければ、ありがたいと思っています。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ちょっとこれ、一つにまとめていいと思ったんですけども、1件1件ちょっと内容が深くなるなど思ったものですから、分けて質問させてもらいましたけども。要は、もう喜界島にも地形によってこういった信仰が生まれたわけですから、喜界島のジオパークとして一つのアイテム、一つの項目にもなりますので、もっと広い目線で、確かに私も捉えたいと思っています。この件はちょっと引き続きちょっとまた、具体的な議論をしていければと思っていますので、よろしく願います。

すいません、続きまして、3番目に行きます。

七城跡についてでございます。

ここも実は、立波の殉難供養塔と水天宮を指摘されて研究、勉強しているうちに、また、町民の方から、指摘がございました。これは以前、平成29年度12月議会で、先輩議員がその整備を提案しております。

それを踏まえての質問をさせていただきます。

3番目でございます。

七城跡でございます。

志戸桶にある七城跡でございますけども、七城跡は沖名泊、平家森と並ぶ平家上陸の重要な史跡であります。海への視界は東側180度で、海を見張るには有利な地形と、今お手元にある喜界町史にも書いていますけども、それが実感できるような整備と、沖名泊、平家森と、一緒に3地点の位置関係や平家が来島した後の行動が、町民や来島者にも理解できる内容の説明版設置及び道路表示板などが設置できないかということをお伺いしたいと思っていますけども、先ほど申し上げたように、この問題は平成29年に先輩議員が提案しております。

しかし、そのときの答弁では、平成20年に琉球大学が試掘調査をしていますので、その結果を踏まえ、県と協議して、整備基本計画を策定、発掘調査、そして国の事業を活用し、整備となりますが、時間がかかるので、現段階では七城跡までの案内板設置や樹木の伐採、除草などを考えているという答弁でございました。

周辺道路脇の道案内板の設置、遺跡内の可能な場所での詳細な案内板設置、樹木、除草は可能ではないかと思っております。

その件に関して、この七城跡についてはどう思ってもらっしゃるか、ちょっとお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

今、議員のほうでもおっしゃいました七城跡につきましては、これまで幾度か議会で取り上げられていたようでございます。

その都度、観光資源や歴史的な日付で答弁をしておりますが、私としましては平家ゆかりの地として、沖名泊、平家森と併せて観光ルートとして形にできないかという思いで、私のほうでも答弁した記憶がございます。

ただ、今言われましたようにこの七城跡整備につきましては、以降の保存の問題と課題があり、今のところなかなか難しいというふうに伺っているところでございます。

また、同様にこの具体的に指定はされていないんでしょうけども、歴史的な資源として、捉えられている起源は、町内には幾つかあると思います。

今回議員が取り上げた、この案件だけではなくてトータルで、先ほどもちょっと触れましたけども、今後、方向性として一つの物語といいますか、ルートをつくって、そういった形でできればなというふうには思っております。

そういったいろんな問題がクリアされて、今後、事業導入の可能性が出てくるのであれば、具体的な絵を描くこともできるのではないかと考えております。

それから、早急に今も出ましたけども、この入り口付近の草刈り等の管理につきましては、集落と連携をしながら支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

おっしゃるとおりでございます。一体的に、喜界町一つの公園等を捉えてその中の一つの項目一つの場所、なんですけども、一体的に総合的に考えて整備が行き届き、いつもちゃんと整備されているなという、やっぱりさすが日本の美しい村連合の島だなという実感できるような、そういった島になってほしいなと思っております。

取り急ぎ、私が要望したかったのは、前回、平成29年議会、12月議会でも答弁がありますけども、大きな事業、建造物を建てるというのは、今、試掘調査が終わっただけで、これから本調査をしなければいけません。それは分かっています。それが時間かかるということです。ですので、現段階では七城跡までの案内板設置や樹木伐採、除草を考えているという答弁でした。

この案内板設置は、今、県道側からも、あと上のウィーバルからもない状況でございます。ちょうどあそこは工事をしていまして、工事まで一本通りですけど、すぐそこぐらいまでは早急にできないかなと思っているんですけど、その辺、難しいでしょうか。案内板。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

議員御指摘の前の議会の議事において、生涯学習課のほうから、文化財保護という観点から必要な検討をしていきたいというのは、おおむねそういったような答弁しておりますけれども、そういった一環として伐採であったり、また、そういった案内板といいたいまいしょうか。この七城跡につきましては、御承知のとおりこれは町の指定文化財ではございません。また、県の文化財

でもございません。史跡として取り扱っているんでしょうけれども、そういったことから、指定文化財としての取扱いは考えられていないというような状況もあるのかなと思っております。

今後、またその価値等も含めて、改めて必要な文化財保護審議会などで議論していただいて、課長含めて、また私のほうも判断していきたいというふうに考えております。

現段階でしますよということをお答えはできない状況でございます。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの教育長の答弁にちょっと補足させていただきますが、議員から今問合せがありました案内板の、確かに今設置されていないところがございます、立札の現場のほうの入り口のほうに立札は立っておりますこれも、どなたが立てたのかはちょっと定かではないんですが、少なからずその場所まで、先ほど答弁しましたけども、草刈りまでは、集落と一緒にやっていきたい。

ただ、中のほうに入っていきますと、あれは単なるがけですから、そこに道標案内板を設置して、中途半端に向こうに入ってくださいというような表示は、まだこっちとしても責任が取れるような体制をとっていませんので、その辺もちょっと踏まえて安全面としてできるのかどうなのか。それもぜひ御理解いただければと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

案内板で誤解を生んでるみたいですけども、県道から、ここから行けますよと、必ず行けますよというその案内板のことでございます。そして、上の道、ウィーバルですか、小野津のほうに向かう、あそこから入ってくるんですけど、その途中、その道路脇にそういった案内板もあってもいいんじゃないかと、そうしないと分からない。

七城跡の入り口には、確かにこの三角形の、これは多分、教育委員会が立てたと思いますけども、それはございますけども、それに行くまでの道案内がほしいなど、あったほうがいいんで、私もちょっと迷ってしまいましたので、それぜひ検討していきたいと思います。

そしてまた、中に、具体的なもっと細かい案内板を設置できないかというのは、これは埋蔵文化の調査も入りますし、これはなかなか難しいことがあるかもしれません。それはまた検討していただいて。あと、教育長のほうも史跡であって指定文化財ではないということですので、今後どういうふうな扱いをされるか、喜界町にとって大きな、大事な重要な史跡でもありますので、平家伝説の上陸の観光ルートになりますので、文化財保護審議会の中でもぜひ協議していただいてと思いますので、よろしくお願いします。

七城跡については、今ここまでといたします。

最後になりましたけども、最後の質問に移ります。

これも町民の方からの御意見でございます。

私は参加したことはないんですけども、以前は毎年11月の20日前後に、自然休養村管理セン

ターで、喜界町戦没者追悼式という形で開催し、遺族関係者と自衛隊喜界島通信所の方々、百数十名が集まって、日清・日露・大東亜戦争で募集した867柱の英霊に哀悼の意をささげたという、そんな記事が広報きかいにも見られます。これは平成20年代ですけれども、この追悼式が毎年、今は毎年8月15日に町長以下数名で、百之台の慰霊塔前で慰霊祭を開催しております。

悲惨な戦争の記憶を風化させないよう、平和の尊さを若い世代に継承するためにも、以前のような、自然休養村管理センターでも行っていただき、関係機関や、また、若い子供たちも含めて一般町民に参加していただいて、開催する意義は大きいと思いますけれども、どう思われますか。見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの生島議員の慰霊祭についての御質問にお答えしたいと思います。

本町の戦没者追悼式は、今言いましたように平成27年度までは、自然休養村管理センターにおいて遺族会、それから議会議員、区長、それから民生委員、各団体長などに参加をいただきました。執り行っていたところでございます。

戦後78年を経過し、遺族の高齢化は進みまして、本町におきましても、年々遺族の方々の参列が減少してまいりました。

平成26年度に遺族会が解散したことを機に、追悼式について関係者で検討し、平成28年度からは終戦記念日に、遺族と行政関係者が百之台の慰霊塔前、戦没者を追悼するとともに、恒久平和を祈念しているところでございます。

近年は高齢化により、遺族の参加もなくなりました。行政関係者のみで慰霊祭となっております。

このような経過ですので、当然ながら、今後も亡くなられた方々の慰霊と、その歴史を後世に伝え恒久平和を願うため、この慰霊の行事は継続しなければならないと認識はしております。

遺族の方々や関係者と協議をしまして、節目の年などで追悼式等ができないかを検討していきたいと考えているところです。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ぜひ復活できないか、検討をお願いします。

遺族会の会員、役員の方々からの声もありました。休養村であればすぐ行けるんだけど、もう百之台までなかなか行けないよということをおっしゃっていました。そうだと思います。また、多くの町民も向こうに行くには、駐車場もございませんし、行けないですね。

ですから、戦争の体験、経験を風化させないためにも、身近なところで追悼式、慰霊祭を開催することを期待しております。

そして、できれば若い世代にも、ぜひそれを引き継いでいただきたいと思っていますけれども、ぜひ検討していただければと思います。

じゃあ、それを検討していただくことを期待しまして、私の答弁を終わらせていただきます。

どうも、うふくんで一た。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで生島常範君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時45分とします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時45分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

公園管理の縮小、見直しについてほか2件、榮 優太君の発言を許可します。

榮 優太君。

[榮 優太君登壇]

○6番（榮 優太君）

お疲れさまです。

先ほどの生島議員の難しい質問ではなく、私の質問は、町民が困っている、農家さんが困っていることを助けてあげる。ただそれだけの簡単な質問です。

前向きな答弁をお願いいたします。

町長がすぐやりますって言うてくれたら、もう質問しなくてもいいんですけど。では、質問に入らせていただきます。

質問前に、夏の最大イベント、夏まつり、歩行者天国、7年ぶりのフネインカー競漕、相撲大会と、多くの町民が参加し、楽しい思い出、感動を受けた一大イベントだったと感じております。

例年どおり、お金がないとはいえ、予算の少ない中で、すばらしい花火まで鑑賞できたことは、夏まつり協賛会をはじめ、関係各位、そして担当職員には本当に感謝申し上げます。

あとは、産業祭を復活してほしいという声も聞こえてきます。行事やイベントが多いことは承知しておりますが、御検討のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、通告に沿って、質問に入りたいと思います。

大きな1、公園管理の縮小、見直しについて、全国的な人口減少社会の中で、本町においても、10年前、7,657人の人口が、令和5年8月までで6,439人と、1,218人も減少しております。

喜界町人口ビジョンの推計では、30年後の2050年までに2,047人の人口減少が起これり、喜界島の人口は4,392人となると推計されております。

こういった状況で、数十年もすると地域の年齢層も変化し、今後はどのような公園や緑地が求められているのか、町民のニーズを調査し、町民共同で管理運営することが望ましいと思われました。

そのようなことから、質問に入らせていただきます。

1、公園管理コスト削減や有効な活用について、将来人口を見据え、見直しが必要ではないか。利用頻度の少ない公園や活用性のない公園の廃止。

2、毎年の公園管理維持費は何か所ぐらいで幾らぐらいか。

3、集落にある公園や学校、あとグラウンドなど、集落や個人と委託契約を交わし、助成金を出して管理をお願いしているが、廃止できる場所は廃止してはどうか。集落公園管理は集落作業で補えるのでは。管理できない集落公園は、廃止も検討してはどうか。トイレや水道など、修繕費のみ助成してはどうか。

4、コスト削減できた費用は利活用性のある観光スポット整備や公園のさらなる遊具整備、また、集落公民館の充実した整備費用に充てることもできると思うが、いかがか。

一括して答弁をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

榮議員の公園管理の見直しの必要性について、企画観光課のほうで答弁いたします部分について、今、御質問の中の1番目、2番目、4番目について、まず私のほうから答弁させていただきます。

まず、議員御指摘のとおり、公園の見直しの必要性を感じているところでございます。

現在、町管理公園など32か所の定検作業を行い、今後、関係各所に協議の上、縮小、廃止、改修等、改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、中西公園につきましては、地盤沈下、陥没のおそれがある危険箇所とのことで、現在公園から除外し、国立公園指定解除の手続を進めているところでございます。

次に、公園維持費の費用についての御質問でございます。

令和4年度で企画観光課所管分でございますが、18か所、2,360万円でございます。

最後の御質問でございます。

議員御指摘のとおり、コストの削減が図られるのであれば、公園管理経費にこだわらずに、現状に応じた予算配分ができるものと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、3番目のほうは、私のほうでお答えさせていただきます。

農業振興課、それから生涯学習課のほうからのをまとめた答弁であります。

ただいま榮議員の公園管理の縮小、見直しについての御質問でございます。

集落にあります公園や学校跡地グラウンドなど、集落や個人に管理委託しているものについての廃止も含めた御提案ではございますが、今の御提案、確かに執行部としては、なかなかうれしい提案でございます。本来なら町民はもっと公園を充実してほしいとか残してほしい、そういった意見が多いのかなと思ったんですが、議員のほうからそういった財政面を考えての御提案ということで受け止めさせていただきました。

御案内のとおり、現在、集落にございます運動総合公園8か所については、集落に委託をし、管理をお願いしております。ちなみに、そこは費用は発生していないということでございます。

また、学校跡地グラウンド、7か所については、草刈り等を集落長等に委託をしているよう
でございます。

議員おっしゃるように所期の目的を達成したものや活用がされていないものについては、廃
止の方向に進んでいくんだとは思っておりますが、ただ、先ほど言いましたように段階的で活
用されている施設を廃止、縮小していくに当たっては、こちらの考えだけで進めるわけにはい
かないと思いますので、集落や町民の意向も尊重しながら、手順を踏んでいくことが必要では
ないかと考えております。

先ほど企画観光課長からもありましたが、全体的な見直しの検討も動いているところでござ
いますが、同時に、集落や町民から積極的な声があれば柔軟に対応していきたいと考えており
ます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

町長、課長ありがとうございます。

中西公園については、過去、私が小学生の頃、もう二十、三十年ぐらい前ですか、遠足とか
で毎回中西公園に遠足に行って、そこで弁当を食べたり、いろいろとスポーツ運動したりとか
して、活用性があったんですけど、ここ最近はまだ管理も全然されてないので、やっぱり活用性
もないというか、活用する方たちもほとんどいないのが現状ですので、中西公園については、
どうしても残すという必要性もないと思うので、なるべく早めに廃止を検討してもらえたらと
思います。

先ほど予算についても、相当な維持管理費用がかかっております。それを少しでも、維持費
用を減らして、ほかの集落の有効活用できるところに費用を充ててもらえたら、集落も駄目と
は言わないと思いますので、私はここに来て、このような話するのは、集落の方からこうい
うことを言って怒られるんじゃないかなと、そういうふうにもちょっと思っておりますが、やっ
ぱりその無駄なものというか、あまり活用してないものは、自分たちで管理できないんであれ
ば、廃止を検討して、しっかりと公園管理できるところだけを残して、あとはほかの集落と共
同利用もできると思います。

佐手久集落は公園がありません。小野津集落は芝生のきれいな立派な公園があります。志戸
桶集落にもムタグラウンドですか、ナイターもついてグラウンドゴルフもできる、芝生のあるグ
ラウンドがあります。そして、塩道集落、塩道長浜公園、きれいな遊具もある、きれいな芝生
がある公園があります。

佐手久区は、ゲートボール場のところのトイレがもう壊れて、ゲートボールをする方もあん
まりいないんですが、公園もなければ、観光客や町民の方がトイレをするトイレさえないの
が現状です。それでもやっぱり我慢して、本当は欲しいんです。つくってほしいです。

ですが、そういった管理維持費用を、先ほどお話をした集落の公民館で、みんなが憩いの場
として集まって、日頃からカラオケ大会をしたり、子供たちから高齢者まで集まって、座談会
したり、何か発表会したりとか、そういうふうにしてできる施設環境を整えてあげたら、そういっ

た先ほどの管理維持費、かかる維持費を少しでも削って、集落が少し作業すればできることで
すので、またそこは検討してもらいたいと思います。

本当に、公園がない集落たくさんありますので、町長が作ってくれるんだったらそれでいい
ですけど、今回は公園を減らして浮いたお金でもっといろんなことに活用性のあることに有効
活用してくださいというようお願いですので、また、集落区長会などを通して、しっかり検
討してもらえたらありがたいと思います。

関連で、次の2番に入ります。

大きな2、災害時避難場所である集落公民館について、1、災害時、多くの集落民が避難す
る公民館であるが、空調設備やマットレスなどないため、避難者が限界まで避難しない理由で
もある。子供からお年寄りまで、快適に避難生活ができるよう、空調設備やマットレス、発電
機などを支給できないか。

2、集落公民館に避難者が増えれば、役場庁舎や休養村管理センターのみ避難所開設をし、
ほかの施設の避難開設を減らすことにもなり、対応する職員減にもつながると思う。

また、公民館の利活用頻度も増え、集落活性化にもつながることから、公民館のさらなる充
実した整備の検討を進めてはいかがか。

一括して答弁をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

まず、榮議員の御質問ですけれども、避難所の開設の流れについて若干説明させていただきます
ますが、台風の対応でいいますと、暴風域に入るおそれがある際に、町のほうで災害警戒本部
を立ち上げます。そこで高齢者等避難の発令とともに、避難助開設という流れになります。

基本的に、大部分の場合が役場のコミュニティーセンター、自然基本村管理センター、それ
から要配慮者対応の防災食育センター、それから福祉避難所として、オアシスケア、4施設を
開設して、職員が対応することになります。

同時に、各集落長に公民館を開けていただくようお願いをして、その後、必要に応じて対
応していただいているところです。

それから、避難所運営の際には、町民の皆さんの安全面、防災優先で考えておりますので、
多少は議員がおっしゃった、その快適性という部分では欠けるところは理解をしていただい
ているものだと認識しております。

今回の台風6号の際も、各種集落公民館へ避難された方がいらっしゃいましたが、今お尋ね
のマットレスにつきましては、今回も貸出しをしております。また、集落で管理ができるので
あればその集落公民館に置いておくことも可能でございます。

それから、発電機でございますが、発電機については、今のところ特に配置をすることは考
えておりません。令和3年頃に蓄電池を配布して携帯の充電等を活用をしていただいています。

また、空調設備についてですが、現在その宝くじ助成事業を活用して、各集落、その公民館
に順次設置をしていただいている状況ですので、今後もその空調等については、事業申請を継
続して、宝くじ助成事業の予算を確保した上で、事業を活用した集落コミュニティー設備の充

実を図ってまいりたいと考えております。

それから、公民館の改修についてでございますけども、公民館の改修については、現状で特に補助事業がございません。そのため、一般財源対応で行っておりますので、危険除去を原則としております。

それから、高齢、公共施設の長寿命化計画にのっとり、年次的に実施をしているところで

す。直近で言いますと、令和3年度から4年にかけては新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金がございます、それを活用して機能強化、雨戸設置とか外トイレの解消とか、そういう一時的な機能強化ができましたが、今後もそういった補助事業があれば、積極的に活用していきたいと考えております。

また、令和2年度から奄振交付金を活用した防災関連改修ということでも実施をしておりますので、そこも引き続き予算の確保に努めていきたいと考えているところで

以上です。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

昨年、去年、おとしから先ほど言った、コロナ交付金を使って、一時的に雨戸、トイレ改修していただきました。防災施設設備として、公民館に避難しやすくなったと思います。

でも、先ほど言った、本町においては夏場の台風時期、台風時期が多いので、やはり公民館でクーラー、空調設備がないと窓も開けられない、雨戸を閉めているので開けられない、空調がないと、やはり熱中症とか、そういった暑い、家にいたら、空調もあって、自由にできるんですけど、そういったところのない集落もたくさんありますので、本当に宝くじの助成金が、当たっている集落はいいかもしれないですけど、当たっていない集落もたくさんありますので、平等性を保つ上で、そういった、なるべくお金をかけない国の助成金を活用してということであつたので、アンテナ張って、なるべくそういった町の負担がない形で、なるべく早めに対応してもらえたらありがたいのかなというふうに思います。

この間の台風6号のときにも、避難所のほうに何度か私も行きました。あまり、今回の台風は、そんなに避難している方もいませんでしたが、ただ、やはり公民館の床は固いので、どうしても眠れないとか、やはり枕などは自分たちで一応持っているんですけど、そのマットレスとか、あとはもうそういった場所で、暑いところで、みんながいるところでなかなか眠れないというような方たちもたくさんいます。高齢者がいると介護しながら避難しないといけない方たちもたくさんいますので、いろんな実情に合った、なるべく避難者が負担のないように、すぐ避難しないといけないってなったときには、早めに避難できるような、行きたくなるような公民館設備をできるだけ早めに整備してもらえたら、ありがたいというふうに思います。

先ほどのちょっと話戻りますけど、公園の維持管理、そういったところで町民に理解を得て、集落に理解を得て、そういった公園管理維持費を少しでも、そういったところで、こういうふう集落公民館の設備に充てたりしてくれたら、町民の方も集落の方もまた理解しやすくなると思いますので、また、その辺のことも含めて一緒に検討して、区長会等で話し合いをしてもら

えたらと思います。

次に、3番に移りたいと思います。

大きな3、燃油、資料、肥料価格高騰への農家者への支援について。

2、子牛価格減による生産者が悲鳴を上げている。燃油や飼料が高騰して子牛の価格まで大きく下がっているため、これ以上長引くと廃業する生産者の話も聞こえてくるが早急に支援できないか。

一括して答弁お願いしますですか。

○議長（榮 哲治君）

いいですか。

うち、最初のあれが抜けているんじゃないですか。（1）の。

いいですか。

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

今、榮議員の（1）番目の長期的に続いている高騰対策のさらなる支援は考えているのかという問いにお答えしたいと思います。

前年度に引き続きまして、国の地方創生臨時交付金を活用し、支援策を講じるため、今回の補正予算で対応する予定となっております。

内容としましては、まず畜産関係では、農業共済、家畜共済の掛金に対する支援、それから糖業並びに園芸関係については、農薬や肥料の価格高騰に対する支援を計画しております。

詳細については、また、2番以降、課長のほうから答弁させていただきます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

それでは、私のほうから、ただいま質問のありました2点目の畜産農家に特化した価格高騰の支援についての御質問にお答えいたします。

農業は常に自然災害や価格の変動などの影響を受ける可能性が大きく、その上、畜産業は家畜の死亡、疾病などの事故など、様々なリスクに直面する産業でもあります。

そのため、家畜共済事業への加入は、これら家畜のリスクに対する負担軽減を図る上で大変重要な役割を果たす制度となっております。

本町の現状につきましては、国を中心に増頭が推進され、そういった取組もありまして、令和元年と比較しまして152頭の母牛が増頭をされておりますが、ただいまありますように、一般の飼料価格の高騰や市場価格の低迷などにより、5年前と比べ飼養頭数は増えたが、経費が上がり、収入が減少するという大変厳しい経営状況となっております。

それにより、現在、畜産農家では、牛の飼育に必要な飼料代などを捻出することが優先され、家畜共済事業に加入できない農家が現れてきており、今後もさらに加入が困難な農家が出てくるのが現在最も危惧されているところでございます。

そのため、今回、先ほども町長の答弁もありましたとおり、国の臨時交付金を活用し、全畜

産農家を対象に家畜共済の掛金を支援し、セーフティーネットを維持することで、畜産農家の経営安定並びに様々なリスクの回避、負担軽減につながるよう、早急に対策を講じていきたいと考えております。

この支援につきましては、国のほうでも対策を検討する旨要請が出ているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

国の臨時交付金を活用してということで、町単独で何かそういう支援策というのは今してはないんですか。これからもする予定はないんですか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

今回のこの支援策については、おおよそ4,700万余りの予算額となっております。

国からの臨時交付金については、4,600万ほどの交付額。ほぼ、それを農業の今回の価格高騰の支援策に予算を使って、国の事業を使って対策を取っているところです。

100万弱については町の持ち出しをして、今回、補正予算で支援を計上しているところです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

国の臨時交付金を活用して、肥料などの価格を少しでも抑えてもらえるということで、大変ありがたいというふうには思います。

農家さんの話を聞くと、ちょっとハーベスターの刈取りの単価もやっぱり、先ほど言った燃油の高騰など物価高騰などがあれば、ちょっと上げないといけないんじゃないかというような話も聞こえて来て、上げざるを得ないと聞こえてきております。

そうすると、農家の手取りもやっぱ減りますので、この今の臨時交付金だけで、果たして何とか持ちこたえられるのかなというふうな不安があると聞いております。

単発だけじゃなくて、やっぱり農家さんを見ながら、どっかで継続的に、ヒアリングしながら、また考えていってもらいたいというふうに思います。

あるキビ農家さんにちょっと聞いたんですけど、キビが終わった後の作付後、ゴマがありますけど、やっぱそのハンダと管理作業がやっぱりどうしてもなかなか、キビが終わった後にゴマを植えるとハンダがすごいということで、なかなか作付が、ゴマを植えたいんだけどなかなか植えられないと。なのでゴマに代わる何か夏植えまでの間の、そういう作物を何かないかなあと。そういうふうに、そういう作物があれば、また循環して回って、農家所得も上がってくるし、この今の肥料関係が上がったとしても、それだけの反収収益が上がってくるわけですから、だから、そういったところも、何か農家さんだけじゃなくて、町のほうでいろいろと検討

していただいていると思いますが、何かいい方法を、またいい作物を、ゴマでもいいんですけど、ゴマ以外のものでも何かそういったいいものがあれば教えていただけたらというふうに思っております。

今の話で、最近この間の農業新聞に、与論のほうがさとうきびと生産牛の共同で耕畜連携の取組を昨年からやっているというような、農業新聞のこの間の8月25日に載っております。

ちょっと話を读みます。

さとうきびと生産牛を農業の2本柱とする与論町で、さとうきび農家と生産牛農家による農畜連携の取組が昨年からはまった。連携の仕組みは、さとうきび収穫後から夏植えまでの間、さとうきび畑を生産牛農家が期間借地して、スーダングラス、飼料作物を栽培、収穫を堆肥散布を行い、さとうきび農家に返還し、さとうきび栽培を行うとというような与論のほうで取り組んでいるみたいです。

やっぱりこういったいろんな資材、物価高騰が起きている中で、農業、キビ農家だけでなく畜産のほうと連携しながら、いろいろとやっているみたいですので、そういった取組をまた、喜界町に合った、できることをやってもらいたいというふうに思っております。

牛の価格についてですけど、先ほども何度もおっしゃいますが、本当に非常に、子牛農家、繁殖農家も話を聞くと、非常に厳しいというふうにお聞きしております。

やめたくてもやめられないそうです。いろいろ事業を使ってトラクターを買ったり、牛舎を建てたり、9割補助でしたか補助率も大きいので、それを今度、牛を売って、じゃあ、やめまですって言っても、その借金は返さないといけないので、簡単にやめたくてもやめられない、もうやめるというよりか、廃業ですというふうになると言っております。

簡単にやめられない実情があると。なので、しっかりと、今、何とか守ってあげないといけない、そういうふうにも思いました。

今、県本部のほうでは子牛を飼う肥育農家が廃業しているような話も聞いております。テレビ等でも、飼料が高いため、子牛を安く買わないと採算がとれないとというような、肥育農家が言っているみたいです。

そうすると、もう繁殖農家も厳しいのは、目に見えて、見通しも付いてないということで、そういった中で、今、何とか踏張って頑張っているんですけど、どこまでこの状態が続けば、いつまでもつか分からないというように、本当に農家さんが、嘆いております。

何とか今、増頭で、補助事業で牛を増やした、業者を増やした。国の事業を使って、増やした方たちが一番つらい思い、今きつい思いをしているような感じになっておりますので、何とか、今、支援してもらいたいというふうに思っております。

課長、この間、国のほうで、九州沖縄ブロックで平均60万以下で、下がったということで、すごいハードルは高いんですけど、1頭当たり1万5,000円の支給がされるというような話を聞いております。

本町は、2か月に1回というセリですので、7月分しか対象にならないんじゃないかというような話、7月分しか対象にならないと思っているんですけど、間違いはないですかね。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの榮議員の質問については、多分、その子牛のセリ値の価格が九州ブロックでの平均を下回った場合には対象になるのではないかという、事業名をちょっと忘れましたが、確かにそういうものがございます。

これは、今言ったように60万という価格の下回った場合に対象になるというふうには聞いておりますので、今、7月ですかね、7月はもう50万を切っておりますので、今度また9月には、それが行われますが、それへの平均価格によっては、そういった事業も発動されるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

すごいハードル。60万って本当にすごいハードル高くて、奄美群島のほうでは平均高くて大体50万ちょっと、五十二、三円万ぐらいですか、もうそもそも低いわけですよ。

なおかつ、この平均が60万切るとするのは本当にこの九州沖縄ブロックというより奄美群島で絞ったほうが、本当はハードルも下がって国の支援をもらえるんじゃないかというふうにも思うんですけど、今回ハードルが高い上で1万5,000円しか出ない、飼料関係も1.5倍ぐらい上がっているということだったので、僕も支援の名称忘れたんですけど、国が1万5,000円出しているんですけど、これに町が1万5,000円出せないですかね。

1万5,000円で喜界町の1回のセリが200頭ぐらいだと思えるんですよ。ほんで、200頭あったとしても300万。年にセリが6回あって1,800万。1万5,000円だと、非常に厳しいと思うんですけど、1頭当たり3万円でも出れば、何とかやっていけるんじゃない。1年間頑張れるんじゃないかと。

今回、こうやって町がしっかりと助成して農家さんを守ってくれれば、5年後に倍返しで、農家所得で返してもらえればいいじゃないですか。

ちょっとその辺検討してもらえたらと思います。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいま榮議員が言ったのは肉用子牛生産者補助金制度だと思うんですが、今言ったように九州ブロックで農林省、国のほうが全国の市場を指定して平均価格というのを設定しているようですが、それについては、ただいま言ったようにハードルが高いということですので、我々も国にも、県を通じて、そういった地方の、特にこういった離島の市場価格の状況等を訴えていきながら、現状について沿った対策を立てられないかというのをお願いしていければと思っております。

我々もそういった要望していきますが、ぜひ議員の皆さんも、そういった議員大会であったりそういった意見交換があったりするところもあると思うので、また、議員さんは議員さんで、そういった国に対しての要望をしていただければありがたいなと思っております。

あと、今回、臨時交付金を活用しての支援、まずは家畜共済、共済に加入できない農家が出てきているということが一番危惧されるところです。これはさっき述べたところなんです、なぜかという、少々、牛が病気しても共済に加入してないと、なかなか獣医さんに見せてもらえない、けがをしてもそういった対策は取れないというふうになると、これは子牛の生育にも影響してきて、ひいては競り値の下落にもつながるということで、今段階ではやっぱり、そういった家畜共済の加入の支援がセーフティーネットのそういったものを守るのが一番の今すべき対策ではないかと考えております。

今後については、もちろん引き続きそういった社会情勢だったり、そういった農家の経営状況を勘案して、引き続き、そのときの対策というのをまた検討をしていきたいと思っております。迅速な対応を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

課長の前向きな答弁をいただいたので、少し気持ちはすっきりしました。

去年は1頭当たり1万円の支給を畜産農家に出したと思いますが、本当にありがたかったと。ちょうど時期が、何か税金か何かの時期もあったのかな。その税金をそれで納めることもできたし、飼料を買うこともできたということで、大変ありがたかったというような話も聞いております。

先ほどの農業共済加入、これも先日ちょっとそういった、どっちにするかなというような話を聞いていたので、この1万円支給したほうがいいのか、さっき言った病気とかが、死亡したときの農業共済、共済掛金に充てたほうがいいのかというような話も私も事前に聞いていたので、農家さんにその話を少ししたら、もうありがたいというようなことを言っておりましたので、ぜひまた、今回だけじゃなくて継続的にちょっと見守る形で、農家さんを畜産農家だけじゃなくて、農業立島である喜界町の農業が一番の軸ですので、しっかりと守ってもらいたいというふうに思います。

最後に、今の北海道とか京都、いろんなところで酪農家の方がもうすごい大変な思いをしていると。本町も、この肥料・飼料高騰の前には増頭促進とか、いろんな補助金を当てて牛を増やすような国からの支援で、むしろ増やすように補助を出してもらっていたと思います。

今、この酪農家、牛乳、酪農家の牛をもう早期に食肉処理したら、この1頭当たり15万円の補助金を交付するというふうに国が言っているみたいです。

今までは、牛を増やせて言って、補助金出して増頭を増やしてと言っていたのが、もう今度逆に食肉にして減らしてくれと、そしたら15万の補助金を出しますということで、国が言っているみたいです。

そんな、もう本当にばかな話が、実際に北海道とか酪農家の中では起きているみたいで、本当に今まで増やすための補助金は何だったのかなというような、ただもうどぶに捨てたような話だと僕は思いました。

そういうふうに喜界町もならないように、町民を守って農家を守る。何とか今守ってもらえ

るように強く要望をしたいと思います。

以上で質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで、榮 優太君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了します。

△ 日程第5 報告第8号 専決処分について（乗用芝刈機の物損事故による損害賠償の額を定め和解することについて）

△ 日程第6 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について

△ 日程第7 報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

○議長（榮 哲治君）

日程第5、報告第8号、専決処分について（乗用芝刈機の物損事故による損害賠償の額を定め和解することについて）から、日程第7、報告第10号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率についてまでの3件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

お疲れさまでした。

それでは、引き続き、報告を申し上げます。

報告第8号、専決処分の報告についてほか2件を一括して報告いたします。

報告第8号、専決処分の報告について説明申し上げます。

乗用芝刈機の物損事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項、1件10万円以下の法律上、町の義務に属する損害賠償金の額を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要につきましては、令和5年4月5日、午前11時45分頃、喜界町防災食育センター敷地内を町職員による乗用芝刈り機での管理作業中、乗用芝刈機の回転場により、はじき飛ばされた石が、同敷地内に駐車していた車両後方、窓ガラスを破損させ損害を負わせたものでございます。なお車両の損害以外の被害はございませんでした。

過失割合につきましては、車両の所有者には過失はなく、車両修繕に要した費用、7万928円全額を損害賠償として支払うことで合意し、和解、出しております。

次に、報告第9号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度財政健全化判断比率について別紙のとおり報告するものでございます。

実質的な、地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担を表す、実質公債費比率は10.2%でございます。

一般会計、特別会計が借り入れた、地方債残高のほか債務負担行為に基づく支出予定額等について一般会計が将来負担にすると見込まれる額の標準財政規模に占める割合を表す、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため該当なしでございます。

今後の見通しとしましては、実質公債費比率、将来負担比率ともに、大型事業に伴う起債の元利償還金等が増えていく見込みのため、少しずつ上昇すると思われれます。

次に、報告第10号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度資金不足比率について別紙のとおり報告するものでございます。

本町の公営企業であります、水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計の資金不足比率は、実質収支が黒字のため該当なしでございます。

以上私のほうからは、監査委員の意見書を付して、財政健全化法に基づく報告と合わせて3件、御報告申し上げます。

△ 日程第8 報告第11号 教育委員会活動の点検・評価報告書について

○議長（榮 哲治君）

続いて、日程第8、報告第11号、教育委員会活動の点検・評価報告書についてを議題とします。

報告の説明を求めます。

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

報告第11号の教育委員会活動の点検、評価報告書についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年4月から、全ての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなりました。

そこで、喜界町教育委員会では、法の規定に基づき、効果的な計画行政を推進し、教育委員会が実施した令和4年度事務事業のうち、主要な事務事業を対象に、自らが点検及び評価を行い、有識者の意見をいただき、報告書としてまとめましたので、御報告申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（榮 哲治君）

以上で報告を終わります。

△ 日程第9 議案第34号 令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について

△ 日程第10 議案第35号 令和5年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第11 議案第36号 令和5年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第12 議案第37号 令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第13 議案第38号 令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第9、議案第34号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第13、議案第38号、令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

続きまして、議案第34号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）についてほか4件の特別会計補正予算を一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案第34号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億4,284万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億9,245万1,000円とするものでございます。

今回の主な補正は、脱炭素化推進費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、サンゴ留学事業費、新型コロナウイルスワクチン対策事業費の増でございます。

それでは、2ページから4ページにおける第1表歳入歳出予算補正での各款の増減について説明申し上げます。

歳入の増額でございますが、2ページの国庫支出金5,510万6,000円、寄附金159万9,000円、繰入金6,695万1,000円。諸収入959万8,000円、町債1,094万円を増額するものでございます。

一方、歳入の減額でございますが、県支出金134万9,000円を減額するものでございます。

歳出の増額でございますが、3ページの総務費3,132万6,000円、民生費1,454万8,000円、農林水産業費、3,281万3,000円、商工費641万9,000円、土木費1,282万4,000円、4ページの消防費85万5,000円、教育費858万5,000円、災害復旧費3,840万6,000円を増額するものでございます。

一方歳出の減額でございますが、3ページの議会費95万円、衛生費198万1,000円を減額するものでございます。

次に、5ページの第2表、地方債補正につきまして、説明申し上げます。

地方債補正は、辺地対策事業債、臨時財政対策債、公営住宅建設事業債の限度額を増額するものでございます。

次に、議案第35号、令和5年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ301万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,619万3,000円とするものでございます。

次に、直営診療施設勘定でございますが、歳入歳出それぞれ、84万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3,272万円といたします。

事業勘定の補正の主な理由は、人件費、国保事業費、納付金、一般被保険者分の減額でございます。直営診療施設勘定の補正の主な理由は、修繕料の増額でございます。

次に、議案第36号、令和5年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ115万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,368万3,000円とするものでございます。

補正の理由は人件費の減額でございます。

次に、議案第37号、令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ155万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,651万9,000円とするものでございます。

補正の理由は、人件費の減額でございます。

次に、議案第38号、令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ129万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,908万3,000円とするものでございます。

補正の理由は人件費の減額でございます。

以上5件について御説明を申し上げましたが、御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第34号から議案議案第38号までは、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第14 議案第39号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更について

△ 日程第15 議案第40号 字の区域変更について

△ 日程第16 議案第41号 喜界町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（榮 哲治君）

日程第14、議案第39号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更についてから、日程第16、議案第41号、喜界町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてまで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第39号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてほか2件を一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第39号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてでございますが、地方自治法第286条第1項の規定により、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の伊佐北始良環境管理組合が、令和5年4月1日付で伊佐湧水環境管理組合に名称を変更したことに伴い、同組合規約を変更するものでございます。

次に、議案第40号、字の区域変更についてでございますが、土地改良法による土地改良事業に伴い、大字、字の区域を次のとおり変更したいので、地方自治法、第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、手久津久地区の土地改良事業に伴い、大字、字の区域変更をするものであります。

次に、議案第41号、喜界町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございますが、喜界町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、下水道事業に、地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、条例を制定するものでございます。

以上3件、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第41号までは、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

-
- △ 日程第17 認定第1号 令和4年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第18 認定第2号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第19 認定第3号 令和4年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第20 認定第4号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第21 認定第5号 令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第22 認定第6号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第23 認定第7号 令和4年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○議長（榮 哲治君）

日程第17、認定第1号、令和4年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第23、認定第7号、令和4年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

説明を申し上げます。

認定第1号、令和4年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてほか5件の特別会計と1件の企業会計を一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法、自治法第233条第3項の規定により、令和4年度の各会計歳入歳出決算について、監査委員の意見書及び主要施策の成果に関する調書を皆様のお手元に配付させていただきましたが、主要施策の成果に関する調書により、詳細は説明してございますので、ここでは、決算内容の概略だけを御説明申し上げます。

認定第1号、令和4年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について、令和4年度決算につきましては、当初予算の段階において、十分、御審議をいただいております、さらに、国、県の動向により、補正予算等の執行を進め、各種事業を実施してまいりました。

令和4年度喜界町一般会計では77億5,015万3,000円の予算現額に対しまして、歳入決算額71億4,740万円、歳出決算額69億6,970万8,000円、歳入歳出差引き額1億7,769万2,000円、翌年度へ繰り越す財源7,470万9,000円を差し引くと、実質収支額1億298万3,000円となり、地方自治法第233条の2項の規定により、5,200万円を財政調整基金に繰入れました。

決算統計の分析では、経常収支比率83.6%で、対前年度比5.5%の増でございます。

増加した原因としましては、経常的支出である公債費及び物価高騰の影響により物件費が増加したことが要因でございます。

実質公債費、公債費比率は10.2%で、前年度比0.4%の増でございます。

増加した理由としましては、平成30年度に借り入れた焼却処理施設分の償還開始に伴い、起債の元金償還金が増加したことが要因でございます。

また、町税の徴収率につきましては、前年度を0.2%下回りましたが、厳しい経済情勢の中で、町民の皆様の深い御理解と御協力により、95.3%の徴収率を得ることができました。

次に、特別会計の認定第2号から6号までの御説明を申し上げます。

認定第2号、令和4年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、国民健康保険特別会計、事業勘定につきましては、予算現額10億1,358万7,000円に対しまして、歳入決算額10億1,492万5,000円、歳出決算額10億576万6,000円、歳入歳出差引き額915万9,000円が実質収支額となりました。

予算対比については、歳入決算額において100.1%、歳出決算額において99.2%の結果とな

っております。

国保税の現年度徴収率は94.1%で、前年度を1.7%下回っております。

今後とも相互扶助の保険制度を理解していただき、徴収努力に努めてまいります。

次に、直営診療施設勘定でございますが、予算現額3,112万8,000円に対しまして、歳入歳出決算額とも3,097万8,000円となっております。

予算対比については、歳入歳出決算額とも99.5%の結果となっております。

次に、認定第3号、令和4年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について令和4年度決算につきましては、予算現額8億9,827万6,000円に対しまして、歳入決算額9億335万7,000円、歳出決算額8億7,069万2,000円、歳入歳出額差引き3,266万5,000円が、実質収支額となっております。

予算対比については、歳入決算額において100.6%、歳出決算額において96.9%の結果となっております。

次に、認定第4号、令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、令和4年度決算につきましては、予算現額1億2,857万円に対しまして、歳入決算額1億2,884万2,000円、歳出決算額1億2,840万円、歳入歳出差引き額44万2,000円が実質収支額となっております。

予算対比につきましては、歳入決算額において100.2%、歳出決算額において、99.9%の結果となっております。

次に、認定第5号、令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、令和4年度決算につきましては、予算現額1億3,922万円に対して、歳入歳出決算額とも7,689万6,000円となっております。

予算対比については、歳入歳出決算額とも55.2%の結果となっております。

次に、認定第6号、令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、令和4年度決算につきましては、予算現額2億1,490万円に対して、歳入歳出決算額とも1億9,149万9,000円となっております。

予算対比については、歳入、歳出、決算額とも、89.1%の結果となっております。

次に、企業会計の認定第7号、令和4年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、令和4年度、会計剰余金の処分及び決算につきましては、収益的収入4億8,842万2,791円、収益的支出4億6,906万7,060円、当期純利益1,935万5,731円となっております。

以上、一般会計及び特別会計、企業会計の決算の概略を説明申し上げましたが、令和4年度決算につきましては、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力の下、おおむね所期の目的を達成することができました。

依然として厳しい財政状況の中ではありますが、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、住民福祉の向上に努力してまいります。

よろしく御審議の上、認定していただきますようお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから総括質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

総括質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、議長並びに監査委員を除く10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

本件については、10名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定いたしました。

決算審査特別委員会の正副委員長は、全員協議会にて互選したとおり、委員長に安田英次郎君、副委員長に、野間弘也君と決定しました。

△ 日程第24 陳情第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について

○議長（榮 哲治君）

日程第24、陳情第5号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月19日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時52分

令和5年第3回喜界町議会定例会

令和5年9月19日

(第2日)

令和5年第3回喜界町議会定例会

令和5年9月19日（火曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第34号 令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第2 議案第35号 令和5年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第36号 令和5年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第37号 令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第38号 令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第6 議案第39号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第7 議案第40号 字の区域変更について
- 日程第8 議案第41号 喜界町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第9 陳情第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について

[決算審査特別委員長報告]

- 日程第10 認定第1号 令和4年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第2号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第3号 令和4年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第4号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第5号 令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第6号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第7号 令和4年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第17 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

○日程第18 発委第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
(案)

○日程第19 議員派遣の件について

○日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	岩松利和君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	農業振興課長	武藤裕和君
教委総務課長	菊地典子君	まちづくり課長	徳勝志君
教委生涯学習課長	盛実君	喜界分署長	原田久吉君
あゆみ幼稚園長	乾みち子君		

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第34号 令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第1、議案第34号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

各委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、野間弘也君。

[総務文教常任委員長野間弘也君登壇]

○総務文教常任委員長（野間弘也君）

おはようございます。報告させていただきます。

去る9月6日、本会議において当委員会に付託されました議案第34号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）の当委員会所管分の審査概要について、主なものを御報告申し上げます。

当委員会は全委員出席の下、審査期間を9月7日の1日間と定め、審査では担当課長の出席を求め、審査を行いました。

令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）は、予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,284万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億9,245万1,000円とするものです。

初めに、総務課所管分について、ページは10ページ、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節8旅費、普通旅費200万円の増額は、町長の施政方針にもありましたトップセールスの機会が増えたこと。また、新型コロナウイルスの感染症位置づけが5類になったことにより、会議等が対面で行われるようになったことが主な要因。

節の14工事請負費、施設改修工事町単独事業100万円の増額は、当初予算で計上しました坂嶺小避難所のトイレ改修に伴うもので、資材の高騰による増額との説明がありました。

目3庁舎管理費、節17備品購入費、庁用備品費83万円は、納付書をカットするシートカッター購入費との説明がありました。

目5財産管理費、節10需用費、修繕料、維持補修費280万1,000円は、坂嶺小の街灯や側溝、小野津小の浄化槽改修整備で90万円。当初予算で計上していました中里、前金久公民館の改修工事で191万円。これも資材高騰による増額との説明がありました。

ページは11ページ、目23脱炭素化推進費、節12委託料の委託料町単独事業100万円は、脱炭素化の啓発活動として、鹿児島県の環境技術協会に普及啓発活動を行っていただくための委託料。

節13使用料及び賃借料の車借上料84万円は、電気自動車2台分のリース料6か月分。重機借上料200万円は、打ち上げられた軽石を役場庁舎敷地内で資機材として活用するため、志戸桶

の堆肥場から移動するための重機借上料。

節14工事請負費、施設改修工事費町単独事業200万円は、電気自動車の充電設備を役場庁舎敷地内に2か所整備するための費用。

節17備品購入費、庁用備品費140万円は、給電するための放電器2台分の費用との説明がありました。委員から、給電設備の設置箇所についての質疑に、屋外に1か所、車庫内に1か所を予定しているとの答弁がありました。

次に、企画観光課所管分について、ページは8ページ、歳入の款18寄附金、項1寄附金、目3特定寄附金99万9,000円は、今年3月に寄港したクルーズ船ポナン社からの寄附金で、海外からの送金のため、手数料1,000円を差し引いた99万9,000円の寄附との説明がありました。

ページは11ページ、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目18自然環境保護費、節12委託料、みらい会議運営委託料31万6,000円は、サンゴ研との包括連携に基づく委託料との説明がありました。

目26地域おこし協力隊費74万8,000円の増額は、現在6名の協力隊員がおり、それぞれの活動費で、節10需用費の修繕料、物件費8万8,000円は、休日に物損事故に遭い、その車両の修繕費。節11役務費の手数料は、これまで任意保険が休日は対象となっていなかったため、休日にも対象とするための保険料との説明がありました。協力隊員へは365日公用車として車両を貸与していますが、他の団体とも協議を行い、公用車の取扱いについて、どのようにしていくか検討しているとの説明もありました。

目30移住促進事業費200万円の増額は、空き家改修の件数増加に伴うもので、今年度は現在12軒の改修を予定しているとの説明がありました。

ページは12ページ、目36サンゴ留学事業費、節8旅費44万2,000円は、愛媛県の3校を視察する予定で3名分。節14工事請負費1,250万円は、新たに寮を整備するため、旧前川病院の施設解体撤去工事費との説明がありました。委員から、施設解体の範囲・内容についての質疑に、施設全体の解体で、医療施設であるため、若干費用が高額となるとの答弁がありました。

節17備品購入費20万円は、寮で使用する洗濯乾燥機購入費。節18負担金補助及び交付金55万円は、地域みらい留学参画負担金で、配置事業支援のため、コーディネーターの採用を行うためとの説明がありました。

ページは20ページ、款6商工費、項1商工費、目2観光費、節13使用料及び賃借料の車借上料6万5,000円は、鹿児島国体での物産出店のためとの説明がありました。

ページは21ページ、目3ジオパーク推進事業、節10需用費の消耗品費18万9,000円は、ジオパーク認定に取り組んでいることを町民へ知っていただくための懸垂幕設置やのぼり旗、はっぴ等の購入費。

節11役務費の手数料68万1,000円は、協議会でロゴマークが決定したことにより商標登録を行うためにかかる費用。

節12委託料350万円は、ジオパーク専用のホームページの開設、また、湧水資源等のジオサイト調査のための業務委託料との説明がありました。

次に、町民税務課所管分について、ページは13ページ、款2総務費、項2町税費、目2賦課徴収費、節10需用費の消耗品費7万7,000円は、道路交通法の改正により、特定小型電動付自

転車に標識ナンバープレートの取付けが義務づけられたことによる新規のナンバープレート製作にかかる費用で単価は800円。修繕料、物件費3万円は、窓口プリンターのメンテキットで、1台分の部品交換にかかる費用との説明がありました。

ページは17ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節12委託料、町民税務課委託料20万円は、テレビ報道でもありましたTNR野良猫の不妊・去勢手術を行うための委託料で、処置の増加により増額補正での計上との説明がありました。

目2火葬場費、節17備品購入費80万円は、火葬場の待合所のエアコン購入費との説明がありました。

目3環境衛生施設費58万円は、保健所から指摘を受けた屠畜場の修繕で、事務所の柱、ドア、サッシ、熱湯消毒器の台、室外水道蛇口の取替え、室外コンセント、側溝の蓋の取付け等の費用との説明がありました。

款4衛生費、項2清掃費、目1じんかい処理費、ページ18ページになります、節10需用費、修繕料、維持補修費300万円は、クリーンセンター内のごみを持ち上げるクレーンのワイヤー取替え費用。

節11役務費の手数料275万円は、畳の裁断費用が80万円、陶磁器の運搬手数料に195万円。

節15原材料費、維持補修費65万1,000円の増額は、旧クリーンセンター前鉄くず置場の整備において側溝の影響が生じたため、不足分と集水ますを設置することになったためとの説明がありました。

節一つ、戻りまして、節12委託料町単独事業417万5,000円は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づき、令和6年度からクリーンセンターの運営を民間業者へ委託する計画をしており、その移行を行うための準備として、民間業者へ9月から12月まで業務を行うための委託料との説明がありました。

この件に関しまして、委員会から指摘をいたします。民間委託に移行する趣旨については理解できますが、クリーンセンター運営は町民生活に直結した業務であること。また、予算計上や運営体制の変更などが考えられることから、このような事項については予算計上を行う前に議会へ説明を果たすよう指摘いたします。

次に、教育委員会総務課所管分について、ページは11ページ、款2総務費、項1総務管理費、目23脱炭素化推進費、節12委託料の基本設計委託料町単独事業400万円は、老朽化に伴う喜界小学校体育館の建て替えを補助率の高い事業で実施するため、脱炭素化推進費での計上とし、節8旅費50万円は、そのための先進市視察を行うためとの説明がありました。

次に、教育委員会生涯学習課所管分について、ページは25ページ、款9教育費、項5社会教育費、目2公民館費、節10需用費、修繕料、維持補修費250万円は、旧公民館の歴史民俗資料室の屋根雨漏りの修繕との説明がありました。

款9教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節11の役務費手数料15万円は、夏まつりで行われたフネィンカー競技でのスロープの洗浄を2回行ったためとの説明がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、当委員会に付託された議案第34号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）の当委員会所管分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（榮 哲治君）

続いて、産業福祉常任委員長、生駒 弘君。

[産業福祉常任委員長生駒 弘君登壇]

○産業福祉常任委員長（生駒 弘君）

おはようございます。報告いたします。

去る9月6日、本会議において産業福祉常任委員会に付託されました議案第34号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について、審査が終了しましたので報告いたします。

当委員会は、9月7日、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第34号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,284万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億9,245万1,000円とするものです。

農業振興課所管分、歳入は8ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金補正額4,648万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に関わる地方創生臨時交付金物価高騰分です。

9ページ、款22町債、項1町債、目2辺地対策事業債60万円の増額は、畑地帯総合整備事業の確定に係る起債の組み直し等です。

歳出は12ページ、款2総務費、項1総務管理費、目35新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業4,706万3,000円の増額は、畜産事業者支援補助金2,966万2,000円、さとうきび生産者支援補助金954万3,000円、園芸生産者支援補助金785万8,000円です。

18ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業者年金受託事業費21万3,000円の増額は、農業者年金の受託事業費として国のほうから年金事務に関わる補助金で、前年度分を使い切れなかった分の返納金です。

目5農業総務費2,067万円の増額のうち、節10需用費の修繕料20万円は、志戸桶構造改善センターのカーテン設置、パイプ椅子、椅子収納台50脚分の設備投資です。

19ページ、目6農業振興費補正額50万円の増額は、喜界地区アリモドキゾウムシ防除対策協議会負担金です。当初予算の計上漏れになります。

目8畜産振興費補正額19万円の増額は、節18負担金補助及び交付金和牛改良組合補助金で、今年、郡の振興共進会が開催されますが、当初の段階では開催地が決まっておらず概算で計上していましたが、今年は徳之島のほうで実施ということで不足分の増額です。これは農家旅費等が主な費用になります。

目10家畜診療所運営費補正額1万8,000円増額は自動車損害保険料1万円、自動車重量税8,000円、これは獣医師が使用している公用車の車検以外の費用になります。これも当初計上されていなかったため、追加で計上するものです。

目11喜界町営農支援センター運営費20万6,000円増額のうち、人件費以外でコピーリース料切れに伴う更新分9万3,000円です。

目16加工販売施設運営費157万円の増額は、修繕料121万3,000円。これは設備の経年劣化に伴う修繕、浄化槽のポンプボイラー修理、ガス管のさびによる修理になります。

12委託料37万5,000円は、ゴマの収穫時期を迎え、ゴマの洗浄の件数も増えてきて、労働力が足りないため、3か月分の人件費です。

目17農地費908万6,000円の増額は、農道補修で4月、5月に雨が集中的に降り、農道が陥没、水路破損等の修繕料750万円。

節14工事請負費の施設新築工事町単事業2,000万円は、大朝戸地区の畑総事業の計画に伴い、農道の伐開等です。

款5農林水産業費、項2林業費、目2鳥獣防止対策費200万円の増額は、有害鳥獣買上金で、鹿の駆除に関わる報償費になりますが、前回1万5,000円から2万円に増額、1頭当たり成獣・幼獣も関係なく2万円としたところ、かなり効果が出てきており、昨年が年間で75頭に対して、今、既に142頭と半年の間で約倍の成果が出ているための増額です。

質疑として、畜産事業者支援補助金、さとうきび生産者支援補助金、園芸生産者支援補助金、それぞれの詳細を教えてくださいとの質疑に、畜産事業者支援補助金については、農業共済の家畜共済掛金を今回、支援しようということで、競り価格も低迷してきて、飼料代も高騰して、ダブルで畜産農家が厳しい状況ということで、農業共済にも加入しない農家が出てきているので、病気をしても10割負担ですとなると、また負担が大きくなる。そうすると医者にも診せないと生育にも影響が出てきて、競り値も下がるし、もしくは死亡すると今までの世代が無駄になり、リスクが大きいので、セーフティーネットを維持するためにも、家畜共済掛金を今回支援しようとして計上しています。

さとうきび生産者と園芸については、農薬肥料の高騰分についての助成となっております。昨年はさとうきび農家については、肥料価格分を支援。さとうきび農家も昨年はかなりの額だったんですけれども、今回は畜産のほうに重点を置いて、園芸は件数が少ないので、さとうきびについては、それ以外の国の補助事業があって、市場の低迷の補助事業があるので、そこで支援ができるということで、今回は畜産のほうに重きを置いてやっているととの答弁でした。

畜産支援補助2,966万2,000円は、全てが共済への助成事業ですかとの質疑に、共済に加入されている方もいるのですけれども、そういった方はその分は餌代に回したりとか、掛金負担を減らすということで、ほかのところへ資金を回すことができる。優先的には共済掛金に加入してもらおう。運営については詳細をどのようにできるか、今、要綱を作っている段階ですとの答弁でした。

工事請負費大朝戸畑総事業の場所は西目のどこですかとの質疑に、西目の端っこからするというので、今、まだ全体の配置の確定はしていない。今回2.5ヘクタールぐらいで、埋文調査を来年度に入る計画をしている。それに伴って伐開で準備をする。終わったら、県がすぐ農道整備を行うとの答弁でした。

まちづくり課所管分、歳入は8ページ、款15国庫支出金、項3国庫委託金、目2土木費委託金補正額18万8,000円増額は、空港気象観測委託金です。

款19繰入金、項1基金繰入金、目7喜界町災害対策基金繰入金3,840万6,000円の増額は、喜界町災害対策基金繰入金です。

9ページ、款22町債、項1町債、目4公営住宅建設事業債700万円の増額は、地域住宅交付

金事業です。

歳出は21ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費36万3,000円の減額、22ページ、積算システム料18万4,000円の増額、公共下水道事業特別会計繰出金129万2,000円の減額です。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費790万円の増額。修繕料、維持補修費は、集落要望に伴うものであり、町道の雑草除去費です。

款7土木費、項3港湾費、目2空港気象観測費43万3,000円の減額、節8旅費18万8,000円は、福岡で開催される空港気象観測員の研修費2名分です。

23ページ、款7土木費、項4住宅費、目2地域住宅交付金事業費700万円の増額は、工事請負費の労務単価の上昇、それから、諸経費率の変更または諸経費計算の変更に伴う増額です。

25ページ、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費3,840万6,000円び増額は、旅費40万6,000円の増額は、早町へ下る坂道の災害で、災害査定が東京で行われるため、その分の旅費です。

節10事業費300万円は、土のうを積んだり、信号機を借用、その修繕料です。

節12委託料3,500万円は、測量設計分です。質疑として、道路橋梁工事はいつ頃までですかとの質疑に、恐らく12月ぐらいに査定官の来島予定です。

保健福祉課所管分、歳入は8ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金843万5,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金643万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国からの補助金です。子育て世帯生活支援特別給付事業補助金200万円は、令和5年度不足分の5万円給付の40名分です。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、国民健康保険基盤安定負担金、保険料軽減分マイナスの134万9,000円は、実績に伴うものです。

9ページ、款21諸収入、項5雑入、目3雑入は、一体的実施事業の収入、広域連合からの収入で959万8,000円です。

歳出は14ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金301万9,000円の減額、介護保険特別会計繰出金76万円の減額。

目4後期高齢者医療費155万1,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金。

目8一体的事業費になります。これまで組んでいなかったものを一般会計で計上しています。これは後期高齢の特別会計のほうで組んであったものをインボイス制度の関係で一般会計に移すことになった分です。ほとんどが給与報酬になります。事業に伴う歯科衛生士や理学療法士への報償金8万9,000円、15ページ、一体的事業の委託金が24万8,000円は、国保連合会への委託金です。これは病院等で診察・検査をされた方々の情報を国保連合からいただいて、健診を終えたみなし健診と言われるものの情報提供を国保連合と委託して実施しており、それによって健診率が上がるということになります。

款3民生費、項2保健福祉費、目1保健福祉総務費は、人件費。

目3障害者福祉システム改修委託料35万2,000円の増額は、これは重度心身障がい関係のシステム変更に伴う改修費です。

目6母子保健事業費備品購入費154万円。この備品というのが、スポットビジョンクリーナ

一で、3歳児健診のときに使用する弱視・遠視・近視を早期に発見するための備品です。妊産婦助成金120万円の増額。これは最近ハイリスクの妊婦ということで、体質、病気等で早産のおそれがあるということで、島外専門の産婦人科病院の近くで待機してくださいという事案が増えてきており、長期になる事案が多いということで120万円、1泊5,000円を上限として、90日の3分の2を町が補助するというので、1人当たり30万円掛ける4名分です。今年4月に遡って実施いたします。

16ページ、目7包括支援センター運営事業費70万8,000円減額のうち、Windowsバージョンアップのための負担金28万2,000円です。

目9新型コロナウイルスワクチン対策事業費643万5,000円の増額、医師の旅費50万円、医師・看護師等の委託料493万5,000円。今回は2回目で、今年度は11月頃を予定。高齢者と一般の65歳未満12歳以上が対象です。

款3民生費、項3児童福祉費、目5子育て世帯生活支援特別給付金事業費236万9,000円の増額、子育て世帯生活支援特別給付金200万円、5万円の40人分です。これは国から交付金として充てられる分になります。国庫支出金等返還金36万9,000円は実績によるものです。

17ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、直営診療施設勘定特別会計繰出金84万3,000円です。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第34号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第35号 令和5年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第3 議案第36号 令和5年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

て

△ 日程第4 議案第37号 令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

△ 日程第5 議案第38号 令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（榮 哲治君）

日程第2、議案第35号、令和5年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから日程第5、議案第38号、令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上4件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、生駒 弘君。

[産業福祉常任委員長生駒 弘君登壇]

○産業福祉常任委員長（生駒 弘君）

報告いたします。

議案第35号、令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ301万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,619万3,000円とするものです。

歳入は6ページ、款10繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金保険基盤安定繰入金保険税軽減分179万8,000円の減額、職員給与等繰入金122万1,000円の減額は実績になります。

歳出は7ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、使用料2万3,000円の増額は、備品購入費と連動しており、備品費2万8,000円の増額は、指静脈の認証装置で指の指紋認証です。これは職員がシステムに入っていくときに限られた職員しかできないように、国保連のパソコンに入っていく認証となります。使用料はライセンス料と保守料で2万3,000円です。医療費給付分から介護給付分、こちらについては実績になります。

款6保健事業費、項1保健事業費、目2疾病予防、節、頸動脈エコー検査助成金3万円。これは受診をしてハイリスクの方々が対象者で、優先的に頸動脈のエコーをしていただきたいということで、実費4,200円のその7割を町の国保から4,200円の0.7掛ける10人分です。

議案第36号、令和5年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ115万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,368万3,000円とするものです。

歳入は6ページ、款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料現年度分特別徴収保険料39万4,000円の減額。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金、事務費繰入金76万円の減額は、実績分です。

歳出は7ページ、歳出につきましては、人件費のみとなっております。

議案第37号、令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ155万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,651万

9,000円とするものです。

歳入は6ページ、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金、事務費繰入金155万1,000円の減額。

歳出は7ページ、保健事業の一体的事業費48万9,000円増額で、職員手当等です。これは一旦まだ後期高齢会計のほうに残してあり、いろいろと特別会計から出ているものを整理しながら、12月補正、3月補正の段階で一般会計へ移していくという事務手続があるようです。

議案第38号、令和5年度喜界町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ129万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2億5,908万3,000円とするものです。

歳入は6ページ、款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金、一般会計繰入金で129万2,000円の減額。

歳出は7ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1総務管理費129万2,000円の減額。節、旅費6万8,000円の増額は、急遽出張が入ったためです。返納金70万円の増額は、オアシスケアで大規模漏水があり、その還付金です。質疑として、オアシスケアの漏水は町が責任を持つ部分の漏水ですか。はい、そうです。3回ぐらい漏水していました。調べた中で漏水量が5,000m³ぐらい漏水していたとのことでした。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第35号、令和5年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第38号、令和5年度喜界町公共下水道特別会計補正予算（第1号）まで、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号から議案第38号まで、以上4件を一括採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第35号から議案第38号までは、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号、令和5年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第38号、令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの4件については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第39号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更について

○議長（榮 哲治君）

日程第6、議案第39号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、野間弘也君。

[総務文教常任委員長野間弘也君登壇]

○総務文教常任委員長（野間弘也君）

議案第39号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更について、これは伊佐北始良環境管理組合が伊佐湧水環境管理組合と名称が変更となったため、規約を変更するものです。

討論はなく、議案第39号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第40号 字の区域変更について

△ 日程第8 議案第41号 喜界町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（榮 哲治君）

日程第7、議案第40号、字の区域変更についてから日程第8、議案第41号、喜界町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてまで、以上2件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、生駒 弘君。

[産業福祉常任委員長生駒 弘君登壇]

○産業福祉常任委員長（生駒 弘君）

報告いたします。

議案第40号、字の区域変更について、手久津久地区の畑総事業。今、荒木中央、中里と進めています。手久津久の工事が完了して、確定測量も終わって、既に一事業で使っていますので、それに関わる字の統合、境界が変わってきているので、統合変更になります。

議案第41号、喜界町下水道の設置等に関する条例の制定について、これは地方公営企業法の適用を受けるための条例制定です。

第2条、地方公営企業法の全部適用を受け、下水道事業のほうの規定の全部を適用することです。一部ではなく、全部を適用する。そのためにこの条例を制定するものです。

第4条、組織については、管理者を別に置かないで、町長が管理者の権限を行う。これは水道事業と同じ形です。

それから、重要な資産の所得及び処分ということで、第5条、これは議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例と整合性を持たせてあります。

議会の同意を要する賠償責任の免除。第6条ですが、これは地方自治法第180第1項の規定により、町長の専決処分規定事項についての部分と整合性を持たせてあります。

業務状況説明書類の作成。第8条、これは法で年2回、町長に業務状況を報告するという事になっています。2回報告する形で記載しております。

附則1、この条例は令和6年4月1日から施行する。附則2、喜界町下水道施設設置条例は廃止いたします。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第40号、字の区域変更についてから議案第41号、喜界町下水道事業の設置に関する条例の制定についてまで、討論なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号から議案第41号まで、以上2件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第40号から議案第41号についてまでの2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、字の区域変更についてから議案第41号、喜界町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてまでの2件は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 陳情第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について

○議長（榮 哲治君）

日程第9、陳情第5号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算にかかる意見書採択の陳情についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、野間弘也君。

[総務文教常任委員長野間弘也君登壇]

○総務文教常任委員長（野間弘也君）

陳情第5号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算にかかる意見書採択の陳情については、審査の結果、採択することに決定いたしました。

学級編制標準が引き下げられることで生徒と教職員の触れ合いが増え、コミュニケーションが図れるようにつながる。また、問題視されております教職員の労働時間、業務負担の軽減により、生徒へもよい影響につながると思われるからです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第5号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算にかかる意見書採択の陳情については、委員長報告のとおり採択されました。

-
- △ 日程第10 認定第1号 令和4年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第11 認定第2号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第12 認定第3号 令和4年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第13 認定第4号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第14 認定第5号 令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第15 認定第6号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第16 認定第7号 令和4年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○議長（榮 哲治君）

日程第10、認定第1号、令和4年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第16、認定第7号、令和4年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、安田英次郎君。

[決算審査特別委員長安田英次郎君登壇]

○決算審査特別委員長（安田英次郎君）

改めまして、おはようございます。

令和5年度第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託されました各会計令和4年度歳入歳出決算認定7件について、結果を報告いたします。

去る9月11日、12日の2日間にわたり、議長、監査委員を除く10名の委員で付託されました認定7件について、担当課長、職員の出席を求め、各会計歳入歳出事項別の明細書、主要施策の成果に関する調書、監査委員意見書等に基づき、審査を行いました。

審査の過程において、令和4年度の決算に関わる事業の成果、課題について質疑がなされました。質疑については、皆様御承知のとおりでございますので、省略させていただきます。

認定第1号、令和4年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和4年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和4年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、令和4年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、以上7件は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

附帯意見として、予算計上するに当たっては多額の不用額が発生しないよう指摘いたします。以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから、認定第1号から認定第7号までの7件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。したがって、認定第1号、令和4年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第7号、令和4年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、認定することに決定いたしました。

△ 日程第17 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（榮 哲治君）

日程第17、承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。それでは、承認第10号、専決処分の御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

承認第10号、専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

上程理由は、地方税法施行令の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されています。改正の理由は、令和5年度国民健康保険税条例の算定基準額の改正に伴い、税の減額に関わる算定額の改正をします。

本来であれば、この条例の改正は地方自治法第179条第3項の規定において、第2回定例会の専決として報告し、承認を受ける必要がございましたが、議会上程の手続をいたしていませんでした。

なお、令和5年度の国民健康保険税においては、システム改修に伴い、算定基準及び減額の改定を反映しております。不手際がございましたことをおわび申し上げます。

ぜひ本議会において御承認を賜りますよう御報告を申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第10号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を

省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。
これから承認第10号の専決処分の承認を求める件を採決します。
お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、承認第10号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

△ 日程第18 発委第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

○議長（榮 哲治君）

日程第18、発委第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）について、総務文教常任委員長より提出されていますので、議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発委第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号については、提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。
これから発委第2号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号については、原案のとおり可決されました。
ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続などにつきましては、一任いただき
たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

△ 日程第19 議員派遣の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにした
と思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決
定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いた
いと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

△ 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会
期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること
に決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

参 考 资 料

(意 见 书 一 览)

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体として定数改善にむけた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持・向上をはかるため、地方財政を確保したうえで義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年9月19日
鹿児島県喜界町議会
議長 榮 哲治

衆議院議長	細田 博之 殿
参議院議長	尾辻 秀久 殿
内閣総理大臣	岸田 文雄 殿
財務大臣	鈴木 俊一 殿
総務大臣	鈴木 淳司 殿
文部科学大臣	盛山 正仁 殿

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第34号 議案第39号 陳情第5号	令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称 の変更及び同組合同規約の変更について 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き 上げをはかるための、2024年度政府予算にかかる意見書採択 の陳情について
産業福祉 常任委員会	議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第40号 議案第41号	令和5年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について 令和5年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について 令和5年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ いて 令和5年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について 令和5年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1 号）について 字の区域変更について 喜界町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

決算審査特別委員会付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
決算審査 特別委員会	認定第1号	令和4年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第2号	令和4年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第3号	令和4年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号	令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号	令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第6号	令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	令和4年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について